

那覇市公報

第 1 6 6 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇訓 令◇

- 那覇市公用文に関する規程の一部を改正する訓令（総務課）…………… 5
- 那覇市請負工事検査規程の一部を改正する訓令（契約検査課）…………… 6
- 那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令（総務課）…………… 10
- 那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令（総務課）…………… 12
- 那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程の一部を改正する訓令（総務課）
…………… 14
- 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令
（契約検査課）…………… 16
- 那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務
の任用に関する規程の一部を改正する訓令（契約検査課・共同訓令）…………… 18

◇告 示◇

- 地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）…………… 20
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について（建築指導課）
…………… 21
- 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（資産税課）
…………… 21
- 平成 28 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について
（廃棄物対策課）…………… 22
- 平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画について（廃棄物対策課）…………… 23
- 平成 27 年度那覇市一般会計補正予算（第 8 号）（財政課）…………… 37
- 平成 28 年度那覇市一般会計予算（財政課）…………… 47

○平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） （国民健康保険課）	54
○平成 27 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（国民健康保険課）	57
○平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算（国民健康保険課）	58
○平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算（国民健康保険課）	61
○平成 28 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算（財政課）	63
○平成 27 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）（上下水道局企画経営課）	64
○平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 3 号）（上下水道局企画経営課）	65
○平成 28 年度那覇市水道事業会計予算（上下水道局企画経営課）	67
○平成 28 年度那覇市下水道事業会計予算（上下水道局企画経営課）	70

◇ 公 告 ◇

○事後審査型制限付一般競争入札の実施について（なはまちなか振興課）	73
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	76
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	77
○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）	78
○随意契約の公表について（クリーン推進課）	80
○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）	81
○随意契約の公表について（クリーン推進課）	81
○随意契約の公表について（クリーン推進課）	82

◇ 議 会 訓 令 ◇

○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令	83
○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令	84
○那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令	86

◇消防局訓令◇

- 那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令…………… 89
- 那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令…………… 91
- 那覇市消防職員の人事評価実施規程…………… 95

◇上下水道局規程◇

- 那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程の一部を改正する訓令（共同訓令）…………… 18

◇教育委員会規則◇

- 那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則…………… 101
- 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則…………… 103
- 那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則…………… 106
- 那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則…………… 108

◇教育委員会教育長訓令◇

- 那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… 111

◇選挙管理委員会規程◇

- 那覇市個人情報条例施行規程の一部を改正する規程…………… 112

◇選挙管理委員会告示◇

- 那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示…………… 113

◇監査委員訓令◇

○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令……………	114
○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令……………	116

◇農業委員会告示◇

○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示……………	118
○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示……………	119

◇固定資産評価審査委員会訓令◇

○那覇市固定資産評価審査委員会処務規程の一部を改正する訓令……………	120
○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令……………	121
○那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令……………	123

訓 令

那覇市訓令第 2 号

平成28年 2 月 25 日

公 表 済

那覇市公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公用文に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市公用文に関する規程(1967年那覇市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、別に定めるもののほか本市における公用文について、基本的な事項を定めるものとする。 (公用文の分類および種類) 第2条 [略] 2 前項の公用文の種類の意義は、次のとおりとする。 (1)～(38) [略] (39) 争訟関係文書 <u>異議申立書、審査請求書、決定書、裁決書等</u> (40) [略]	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、別に定めるもののほか本市における公用文について、基本的な事項を定めるものとする。 (公用文の分類および種類) 第2条 [略] 2 [略] (1)～(38) [略] (39) 争訟関係文書 <u>審査請求書、決定書、裁決書等</u> (40) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 3 号

平成28年 2 月25日

公 表 済

那覇市請負工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市請負工事検査規程の一部を改正する訓令

那覇市請負工事検査規程(1971年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、本市の請負工事(以下「工事」という。)の適正かつ効率的な施工を確保するために行う工事の検査について<u>別に定めがあるもののほか</u>、必要な事項を定めるものとする。 (検査員) 第2条 [略] 2 検査員は、<u>契約検査課</u>の職員とする。 3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる場合は<u>当該各号</u>に定めるところにより、別に検査員を任命する。 (1) 請負額が1件130万円以下の工事 工事を所掌する課又は<u>所</u>(以下「主管課」という。)の職員 (2) <u>道路改良工事に伴う下水道切回し工事等付帯工事</u>で<u>随意契約によるもの</u> <u>主管課の職員</u> (3) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもののうち<u>契約検査課と主管課の協議により施工技術の簡易性等において前号に準ずると決定したもの</u> 主管課の職員 (4) [略] (<u>委託検査等</u>) 第3条 検査について特殊な知識又は技能を必要とするとき<u>その他市の職員によって検査を行うことが困難又は不適當と認められる特別の理由があるときは、市の職員以外の者に委託して当該検査を行わせることができる。この場合における検査は、この規程の定めるところによらなければならない。</u> 第4条～第5条 [略]	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、本市の請負工事(以下「工事」という。)の適正かつ効率的な施工を確保するために行う工事の検査について、<u>別に定めがあるもののほか</u>、必要な事項を定めるものとする。 (検査員) 第2条 [略] 2 検査員は、<u>技術管理課</u>の職員とする。 3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる場合は、<u>当該各号</u>に定めるところにより、別に検査員を任命する。 (1) 請負額が1件130万円以下の工事 工事を所掌する課(以下「主管課」という。)の職員 (2) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもののうち<u>技術管理課と主管課の協議により施工が簡易であると認めるもの</u> 主管課の職員 (3) [略] 第3条～第4条 [略]

(検査の実施) <u>第6条</u> [略] 2 [略] 3 前項第3号及び第4号の検査については、<u>やむを得ない場合には、工事材料の製造者若しくは適当な試験機関の試験(検定を含む。)</u>若しくは検査又はこれらの記録をもってこれに代えることができる。 (検査の立会い) <u>第7条</u> 検査員は、検査の実施に当たっては、当該工事の主任現場監督員及び現場監督員(以下「現場監督員等」という。)並びに<u>請負者</u>又は現場代理人の立会いのもとに行わなければならない。 (検査員の権限) <u>第8条</u> 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、<u>請負者</u>に対し工事出来形の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。 <u>第9条～第12条</u> [略] (重要事項の処理) <u>第13条</u> 検査員は、工事の検査に当たって、事態が重大であり、かつ、その処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに<u>上司</u>に報告し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。 (必要な報告) <u>第14条</u> 検査員は、当該検査を通じて工事の施工技術及び施工管理の向上を図るため工事関係者に対し適当な指導が必要であると認めたときは、<u>上司</u>にその旨報告しなければならない。 2 検査員は、工事の検査の結果、設計上の重要な問題点及び<u>請負者</u>の常態に関し特に必要と認めた事項に関しては、<u>上司</u>に	(検査の実施) <u>第5条</u> [略] 2 [略] 3 前項第3号及び第4号の検査については、<u>当該工事の検査を所掌する課の長(以下「所管課長」という。)</u>がやむを得ないと認める場合は、工事材料の製造者若しくは適当な試験機関の試験(検定を含む。)若しくは検査又はこれらの記録をもってこれに代えることができる。 (検査の立会い) <u>第6条</u> 検査員は、検査の実施に当たっては、当該工事の主任現場監督員及び現場監督員(以下「現場監督員等」という。)並びに<u>受注者</u>又は現場代理人の立会いのもとに行わなければならない。 (検査員の権限) <u>第7条</u> 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、<u>受注者</u>に対し工事出来形の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。 <u>第8条～第11条</u> [略] (重要事項の処理) <u>第12条</u> 検査員は、工事の検査に当たって、事態が重大であり、かつ、その処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに<u>所管課長</u>に報告し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。 (必要な報告) <u>第13条</u> 検査員は、当該検査を通じて工事の施工技術及び施工管理の向上を図るため工事関係者に対し適当な指導が必要であると認めたときは、<u>所管課長</u>にその旨報告しなければならない。 2 検査員は、工事の検査の結果、設計上の重要な問題点及び<u>受注者</u>の常態に関し特に必要と認めた事項に関しては、<u>所管課</u>
--	---

対し卒直な意見の具申をしなければならない。 3 〔略〕 （復命書及び調書の提出） <u>第15条</u> 検査員は、工事の検査を終了したときは、その結果について7日以内に工事検査復命書を作成し、<u>上司</u>に提出しなければならない。 2 検査員は、<u>工事の一部完成及び既済部分を認めたときは、工事一部完成、既済部分検査調書を作成し、前項の工事検査復命書と同時に上司に提出しなければならない。</u> （工事改造の報告等） <u>第16条</u> 検査員は、工事の検査の結果、その出来形が工事請負契約書、設計図、仕様書等と相違し、又は不完全と認めたときは、<u>上司</u>に工事の改造の必要性を報告しなければならない。 2～3 〔略〕 （再検査） <u>第17条</u> 改造工事について、<u>請負者</u>から改造完了の届出があったときは、改めて<u>第4条から第11条までの規定</u>に準じて再検査を行わなければならない。この場合においては、<u>第15条</u>の規定を準用する。 （その他） <u>第18条</u> この<u>規程</u>に定めるもののほか必要な事項は、<u>別</u>に定める。	<u>長</u>に対し卒直な意見の具申をしなければならない。 3 〔略〕 （復命書等の提出） <u>第14条</u> 検査員は、工事の検査を終了したときは、その結果について7日以内に工事検査復命書<u>及び工事検査報告書</u>を作成し、<u>所管課長</u>に提出しなければならない。 2 検査員は、<u>前項の検査のうち、一部完成検査又は既済部分検査を終了した場合であって、その出来高を確認したときは、工事検査調書を併せて提出しなければならない。</u> （工事改造の報告等） <u>第15条</u> 検査員は、工事の検査の結果、その出来形が工事請負契約書、設計図、仕様書等と相違し、又は不完全と認めたときは、<u>所管課長</u>に工事の改造の必要性を報告しなければならない。 2～3 〔略〕 （再検査） <u>第16条</u> 改造工事について、<u>受注者</u>から改造完了の届出があったときは、改めて<u>第3条から第10条までの規定</u>に準じて再検査を行わなければならない。この場合においては、<u>第14条</u>の規定を準用する。 （様式） <u>第17条</u> この訓令の規定による文書の様式は、<u>市長が定める。</u> （補則） <u>第18条</u> この<u>訓令</u>に定めるもののほか必要な事項は、<u>市長が定める。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市訓令第4号

平成28年2月25日

公 表 済

那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令

那覇市市政情報センター規程(昭和63年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務) 第3条 センターは、次に掲げる事務を行う。 (1) 公文書の公開に関する事項 ア～ウ [略] <u>エ 公文書の公開請求に対する処分に係る不服申立てに関すること。</u> <u>オ [略]</u> (2) 個人情報の保護に関する事項 ア～ウ [略] <u>エ 保有個人情報の開示請求等に対する処分に係る不服申立てに関すること。</u> <u>オ [略]</u> (3) [略] (資料の送付義務等) 第5条 課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項に規定する課長をいう。次項において同じ。)は、前条各号のいずれかに該当する資料を作成し、又は入手したときは、当該資料を速やかに<u>総務課副参事</u>に送付しなければならない。 2 [略] (行政資料の分類整理等) 第6条 <u>総務課副参事</u>は、収集した資料のうち、センターに備え付けることが適当と認められるものについては、行政資料原簿に登録し、分類整理するものとする。 2 <u>総務課副参事</u>は、行政資料原簿に基づいて行政資料目録を作成し、行政資料の利用の便を図らなければならない。	(事務) 第3条 [略] (1) [略] ア～ウ [略] <u>エ [略]</u> (2) [略] ア～ウ [略] <u>エ [略]</u> (3) [略] (資料の送付義務等) 第5条 課長(那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第2項に規定する課長をいう。次項において同じ。)は、前条各号のいずれかに該当する資料を作成し、又は入手したときは、当該資料を速やかに<u>市民生活安全課市民生活相談室長(以下「室長」という。)</u>に送付しなければならない。 2 [略] (行政資料の分類整理等) 第6条 <u>室長</u>は、収集した資料のうち、センターに備え付けることが適当と認められるものについては、行政資料原簿に登録し、分類整理するものとする。 2 <u>室長</u>は、行政資料原簿に基づいて行政資料目録を作成し、行政資料の利用の便を図らなければならない。

(利用の制限) 第8条 <u>総務課副参事</u>は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失し、汚損し、若しくは破損するおそれがある等管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。	(利用の制限) 第8条 <u>室長</u>は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失し、汚損し、若しくは破損するおそれがある等管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市訓令第5号

平成28年2月25日

公 表 済

那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市文書取扱規程(平成20年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課長及びグループリーダーの職務) 第7条 [略] 2 グループリーダー(事務分掌規則<u>第16条第2項</u>に規定するグループリーダーをいう。以下同じ。)は、課長の指揮を受けてグループにおける文書事務の処理を推進し、文書が完結するまでの経過を明らかにしておかなければならない。 (帳簿等) 第10条 文書の取扱いに関する帳簿等は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) 総務部総務課(以下「総務課」という。)が管理する次の<u>帳簿等</u> <u>ア 条例簿、規則簿及び訓令簿</u> <u>イ 指令簿及び達簿(次号に掲げる指令簿及び達簿を除く。)</u>並びに通達簿 <u>ウ～カ</u> [略] (4)～(5) [略] 2 [略] (<u>例規文書</u>の取扱い) 第30条 条例、規則及び訓令は、<u>総務課</u>備付けの条例簿、規則簿又は訓令簿により番号を付さなければならない。 2～4 [略] (文書の保存年限) 第40条 [略] 2 前項の規定による保存年限の基準は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1) 永年保存に属するもの	(課長及びグループリーダーの職務) 第7条 [略] 2 グループリーダー(事務分掌規則<u>第17条第2項</u>のグループリーダーをいう。以下同じ。)は、課長の指揮を受けてグループにおける文書事務の処理を推進し、文書が完結するまでの経過を明らかにしておかなければならない。 (帳簿等) 第10条 [略] (1)～(2) [略] (3) 総務部総務課(以下「総務課」という。)が管理する次の<u>帳簿</u> <u>ア 指令簿及び達簿(第5号に掲げる指令簿及び達簿を除く。)</u>並びに通達簿 <u>イ～オ</u> [略] (4) <u>総務部法制契約課(以下「法制契約課」という。)</u>が管理する<u>条例簿、規則簿及び訓令簿</u> (5)～(6) [略] 2 [略] (<u>例規文書等</u>の取扱い) 第30条 条例、規則及び訓令は、<u>法制契約課</u>備付けの条例簿、規則簿又は訓令簿により番号を付さなければならない。 2～4 [略] (文書の保存年限) 第40条 [略] 2 [略] (1) [略]

ア～オ 〔略〕 カ 訴願、訴訟及び <u>異議の申立て</u> に関する重要な文書 キ～シ 〔略〕 (2)～(4) 〔略〕	ア～オ 〔略〕 カ 訴願、訴訟及び <u>審査請求</u> に関する重要な文書 キ～シ 〔略〕 (2)～(4) 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市訓令第6号

平成28年2月25日

公 表 済

那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程（平成26年那覇市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（電子情報処理の申請） 第13条 〔略〕 2 前項の場合において、那覇市個人情報保護条例第9条の目的外利用又は外部提供を伴うときは、主管課長は、<u>那覇市個人情報保護条例施行規則（平成3年那覇市規則第34号）第19条の個人情報目的外利用決定通知書又は個人情報外部提供決定通知書の写しを添付しなければならない。</u>	（電子情報処理の申請） 第13条 〔略〕 2 前項の処理依頼書に係る業務が、<u>那覇市個人情報保護条例第9条第1項若しくは第9条の2第2項に規定する利用目的以外の目的のための利用又は同条例第9条第1項に規定する提供若しくは同条例第9条の3に規定する提供（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第11号から第14号までに該当する場合の提供に限る。）を伴うものであるときは、主管課長は、当該処理依頼書に那覇市個人情報保護条例施行規則（平成3年那覇市規則第34号）第23条の保有個人情報目的外利用決定通知書又は保有個人情報提供決定通知書の写しを添付しなければならない。</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

（施行期日）

- この訓令は、平成28年2月26日から施行する。
（経過措置）
- この訓令の施行の日から平成28年3月31日までの間における改正後の第13条第2項の規定の適用については、同項中「第23条」とあるのは、「第19条」とする。

那覇市訓令第 7 号

平成28年 2 月25日

公 表 済

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成26年那覇市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員会の組織) 第12条 委員会は、次の者をもって組織する。 <u>都市計画部長</u>、建設管理部長、都市計画部副部長、建設管理部副部長、企画財務部副部長(企画調整課を担当する副部長)、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、<u>契約検査課長</u>、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、施設課長 (委員長及び副委員長) 第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に<u>都市計画部長</u>、副委員長に建設管理部長をもって充てる。 2～3 [略]	(委員会の組織) 第12条 委員会は、次の者をもって組織する。 <u>総務部長</u>、建設管理部長、<u>総務部副部長</u>、都市計画部副部長、建設管理部副部長、企画財務部副部長(企画調整課を担当する副部長)、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、<u>上下水道部副部長(技術部門を担当する副部長)</u>、法制契約課長、<u>技術管理課長</u>、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、施設課長 (委員長及び副委員長) 第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に<u>総務部長</u>、副委員長に建設管理部長をもって充てる。 2～3 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 8 号
那 覇 市 上 下 水 道 局 規 程 第 1 号
平 成 2 8 年 3 月 7 日
公 表 済

那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

那覇市上下水道事業管理者 翁 長 聡

那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程（平成25年那覇市訓令第5号、那覇市上下水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程</u> （趣旨） 第1条 この訓令は、那覇市及び那覇市上下水道局（以下「局」という。）が発注する工事及び<u>当該工事に係る委託の契約並びに当該工事の検査に関する事務</u>（局が行う維持管理工事及び<u>随意契約に係る契約の検査に関する事務</u>を除く。以下「<u>契約検査に関する事務</u>」という。）を担当する職の任用について、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （局における職の任用） 第2条 局の<u>契約検査</u>に関する事務に従事する参事監に<u>都市計画部長</u>、参事に都市計画部副部長をもって充てる。 2 局総務課の<u>契約検査</u>に関する事務に従事する職員に<u>都市計画部契約検査課</u>の課長及び当該課の職員（当該課長の指名する者に限る。）をもって充てる。 （<u>都市計画部</u>における職の任用） 第3条 <u>都市計画部契約検査課職員</u>に<u>局契約検査</u>に関する事務に従事する局総務課の職員（当該課の課長の指名する者に限る。）をもって充てる。	<u>那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約に関する事務を担当する職の任用に関する規程</u> （趣旨） 第1条 この訓令は、那覇市及び那覇市上下水道局（以下「局」という。）が発注する工事及び<u>工事に係る委託の契約に関する事務</u>（局が行う維持管理工事及び<u>随意契約の方法により締結する契約に関する事務</u>を除く。以下「<u>契約に関する事務</u>」という。）を担当する職の任用について、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （局における職の任用） 第2条 局の<u>契約</u>に関する事務に従事する参事監に<u>総務部長</u>、参事に<u>総務部副部長及び都市計画部副部長</u>をもって充てる。 2 局総務課の<u>契約</u>に関する事務に従事する職員に<u>総務部法制契約課</u>の課長及び当該課の職員（当該課長の指名する者に限る。）をもって充てる。 （<u>総務部</u>における職の任用） 第3条 <u>総務部法制契約課職員</u>に<u>局の契約</u>に関する事務に従事する局総務課の職員（当該課の課長の指名する者に限る。）をもって充てる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 545 号

平成 28 年 3 月 4 日

掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 首里大中町自治会

2 変更があった事項及び内容

（1）名称変更

変更前の名称 大中町自治会

変更後の名称 首里大中町自治会

（2）代表者の変更

変更前の代表者の氏名及び住所

氏名 仲村 良幸

住所 那覇市首里大中町 2 丁目 8 番地

変更後の代表者の氏名及び住所

氏名 與儀 毅

住所 那覇市首里大中町 2 丁目 10 番地 2

（3）事務所所在地変更

変更前の事務所所在地

那覇市首里大中町 2 丁目 8 番地

変更後の事務所所在地

那覇市首里大中町 2 丁目 10 番地 2

那覇市告示第 547 号

平成 28 年 3 月 9 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定番号：第 7 号
- 2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日：平成 28 年 3 月 9 日
- 4 指定道路の位置：那覇市首里末吉町二丁目 176 番 9
- 5 指定道路の延長及び幅員：延長 27.075m
幅員 6.00m

那覇市告示第 553 号

平成 28 年 3 月 11 日

掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条の規定により、平成 28 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 縦覧期間 平成 28 年 4 月 1 日（金）から
平成 28 年 5 月 2 日（月）まで
（土曜・日曜日及び休日を除く）
- 2 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで
（昼食時間を除く）
- 3 縦覧場所 企画財務部 資産税課（本庁 3 階）

那 覇 市 告 示 第 1 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成28年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項に基づき、平成28年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次の通り告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	所在地・電話番号
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間 良章	浦添市西洲2丁目3番地2 電 話 8 7 5 - 3 7 7 7
株式会社 みつわ産業 代表取締役社長 與那嶺 達啓	那覇市識名 1169 番地 電 話 8 3 4 - 1 4 1 4
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良 盛也	西原町字東崎4番地の14 電 話 9 4 5 - 5 1 1 5
有限会社 大初 代表取締役 松長 朋子	那覇市松尾2丁目19番7号 電 話 8 6 3 - 2 7 7 3
株式会社 タカダ 代表取締役 高田 聡	浦添市西洲2丁目7番地3 電 話 8 7 5 - 3 1 2 1

有限会社 オキカミ 代表取締役 山城 宗一	那覇市上間 425 番地 電 話 8 3 3 - 1 9 0 1
--------------------------	-------------------------------------

那 覇 市 告 示 第 2 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 15 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画

はじめに

1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年条例第 15 号。以下「条例」という。）及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の方針に沿って一般廃棄物の処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分及びし尿処理に関する本年度の計画を定めるものである。

2 処理計画区域

対象区域は、市内全域とする。

3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥とする。また、ごみは、一般家庭の日常生活から発生する「家庭系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

5 処理計画

区分	処理量	処理施設
燃やすごみ	86,313 t	那覇・南風原クリーンセンター
燃やさないごみ	1,919 t	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	1,411 t	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	10,116 t	エコマール那覇リサイクル棟
適正処理困難物	178 t	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟
拠点回収	70 t	エコマール那覇リサイクル棟
し尿・浄化槽汚泥	5,727kl	那覇市し尿等下水道放流施設

1 章 ごみ処理

1 ごみの発生・排出抑制計画（減量化計画）

(1) 4 R の推進

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である 4 R（リフューズ：不要なものは断る、リデュース：減量する、リユース：再利用する、リサイクル：再資源化する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の徹底を図る。

ア ごみゼロキャンペーン

5 月 30 日（ごみゼロの日）に、ごみの減量・資源化を中心とした環境に関する広報啓発キャンペーンを行い、市民の意識の高揚及び 4 R の周知を図ることを目的とする。

イ 4 R 推進コンクール・環境絵日記コンテスト

市内の小・中学生を対象としたコンクール等を実施し、コンクール等への参加をきっかけとして、ごみの減量及び資源化について考え、4 R を主体的に実践してもらうことを目的とする。

ウ エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業

市民がごみ問題に対して関心を持ち、積極的にごみ減量・資源化に取り組むため、市民との協働による効果的な啓発活動を実施することで 4 R の推進を図ることを目的とする。

(ア) 環境講座

古着や古布のリメイク講座、生ごみの減量講座及び環境に関する講演会等の開催。

(イ) リユース食器の貸出

飲食を伴うイベントにおける使い捨て容器削減のための食器貸出。

(ウ) リユース市の開催

資源化物として収集した衣類から着用可能な衣類を厳選して販売。

(エ) 再生工房の開催

粗大ごみとして収集又は直接持込された家具等から使用可能なものを販売。

エ 買い物ゲーム

小学校 4 年生を対象として、総合学習の授業でごみ減量体験学習を実施することにより、ごみ処理に対する意識啓発を図り 4 R を推進することを目的とする。

(2) 家庭系ごみ

ア 雑紙の分別と資源化の推進

資源化物である雑紙の分別を促進し、ごみ減量の推進を図る。

イ 生ごみの発生・排出抑制と減量化推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制やごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発、また、生ごみ処理機器の購入助成による減量及び資源化の推進を図る。

ウ 家庭ごみ有料化制度の導入

市が収集する家庭系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ及び廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファ等の適正処理困難物（以下「廃スプリング入り製品」という。）の処理を有料化することで市民の意識啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

エ 拠点回収事業

家庭より排出される資源化物を拠点回収する団体に対し奨励金を交付することにより、民間団体の資源化活動を促進し、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

オ 店頭回収（トレイ）の促進

トレイなどは、店頭回収しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。

カ 広報啓発

ごみ減量の啓発用パンフレット等を作成し、全戸配布や転入者へ配布するなど適正なごみの分別と排出方法を周知する。

(3) 事業系ごみ

ア 事業系古紙の資源化推進

事業系古紙については、オフィス古紙（機密文書を含む）等の資源化を推進するとともに、資源化可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

イ 草木の分別促進、搬入禁止

事業活動に伴い発生する草木は、資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、または法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業者に委託して処理する。

ウ 生ごみの資源化促進

食品リサイクル法の推進の他、非該当事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の資源化事業所の紹介を行い資源化の促進を図る。また、ご

みとして排出する場合は、水切りの徹底を行うなど減量化の推進を図る。

エ 大規模事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書作成の指導を強化し、個別の事業所訪問を通してごみの分別状況の実態把握及び分別や適正処理の指導を徹底することにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

オ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

カ 資源化物処理システムの構築

生ごみ限定許可や草木限定許可の拡充を図り資源化を促進することで事業系ごみの減量を推進する。

2 収集運搬計画

(1) ごみ区分ごとの収集・運搬量

単位：トン

区分	性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
家庭系 ごみ	燃やすごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	7,394
		委託業者		35,687
		直接持込		8,433
		(許可業者)		7,814
		(市 民)		619
	燃やさない ごみ (有害・危険 ごみ、乾電 池含む)	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	247
		委託業者		1,110
		直接持込		561
		(許可業者)		417
		(市 民)		144
	粗大ごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	101
		委託業者		476
		直接持込・市民		796

	資源化物	直 営	エコマール那覇 リサイクル棟及 び市長の指定す る施設	1,607
		委託業者		6,050
		直接持込 (許可業者)		999
		(市 民)		551
	適正処理困 難物(廃ス プリング入 り製品)	直 営	エコマール那覇 リサイクル棟・ プラザ棟	448
		委託業者		26
		直接持込 (許可業者)		123
		(市 民)		29
事業系 ごみ	燃やすごみ	直接持込 (許可業者)	那覇・南風原 クリーンセンター	27
		(事 業 者)		34,799
				34,528
	資源化物 (古紙・草木 を除く)	直接持込 (許可業者)	エコマール那覇 リサイクル棟	271
		(事 業 者)		1,460
				1,454
直接資源化 その他	資源化物 (缶、紙)	拠点回収	エコマール那覇 リサイクル棟及 び市長の指定す る施設	6
				70

(2) 家庭系ごみ

ア 収集・運搬方法

- (ア) 家庭系ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定期収集が難しい一部の集合住宅等については、法第7条第1項の規定する一般廃棄物収集運搬許可業者（以下許可業者という。）が収集する。
- (イ) 家庭系ごみは、一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。
- (ウ) ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ、危険ごみ、乾電池及び廃スプリング入り製品に分別して排出する。また、粗大ごみ及び廃スプリング入り製品は電話受け付けにより収集日を指定する。

「家庭ごみの正しい分け方・出し方」は当該計画の一部とし、収集するごみの種類及び収集日等について定める。

- (エ) 直接持込とは、市民自ら車両を運転し、又は市民から委託を受けた許可業者が、直接中間処理施設へごみを搬入することをいう。
- (オ) 引っ越しなどにより多量に排出されるごみは、排出者自ら、又は許可業者に委託して、処理施設に搬入しなければならない。
- (カ) 空き家、空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持込又は許可業者へ委託若しくは自己処理（各自で家庭へ持ち帰り、分別をして出す等の対応）しなければならない。
- (キ) 在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成 17 年 9 月 8 日付け環廃対発 050908003 号・環廃産発 050908001 号の環境省通知を鑑み、安全に取り扱うことができ、感染の可能性が低いものについては、市が家庭系ごみとして処理する。
- (ク) 条例第 20 条及び同規則第 2 条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。
なお、廃スプリング入り製品については、市で収集及び処理する。
- (ケ) 廃家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン）の処理については、特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年 6 月 5 日法律第 97 号）に基づき、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図る。
- (コ) 廃パソコンの処理については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）に基づき、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図る。
- (サ) リサイクルシステムが構築されている廃棄物（ボタン電池、充電式電池、消火器、オートバイ等）の処理については、システムが円滑に運営されるよう必要な啓発を図る
- (シ) 台風等災害時に大量に発生した草木については、異物等が混入し資源化が難しいため焼却処理を行いサーマルリサイクルする。
- (ス) リフォームごみ

日曜大工及び自ら自宅をリフォームする際に発生した建築廃材等については、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、家庭系ごみであることの確認を行ったうえで、直接持込等の受け入れをする。

- (セ) 市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることは禁止する。

イ ごみの収集・運搬体制

家庭系ごみの定期収集は、9 つの区域に分け、直営及び次の委託業者で行う。

(ア) 収集の委託

名称	代表者	所在地
(有)那覇クリーンサービス	崎濱 秀樹	那覇市港町 2 丁目 13 番 14 号
(有)那覇東クリーン	嘉陽 宗弘	那覇市首里汀良町 3 丁目 69 番 4 号
(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市曙 2 丁目 20 番 11 号

(イ) アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

(3) 事業系ごみ

ア 収集・運搬方法

(ア) 事業活動に伴って生じる事業系ごみは、法第 3 条及び条例第 3 条に基づき、事業者自ら処理するか、又は、許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。

(イ) 事業系ごみは、燃やすごみ、資源化物（缶、びん（無色、茶色、その他）、ペットボトル、古紙及び草木）の種類に分別して排出する。

(ウ) 事業所から排出される従業員等の生活活動に伴い排出される弁当の容器等のプラスチック及びかん、びん、ペットボトル等の資源化物は、本来産業廃棄物であるが、例外的に一般廃棄物として那覇・南風原クリーンセンター及びエコマール那覇リサイクル棟での受け入れを行う。

イ 収集・運搬の許可

許可業者一覧（別紙 1 のとおり）

3 中間処理計画

(1) 基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つため、安定的かつ安心して処理できる体制の整備が必要です。また、焼却に伴う熱エネルギーの積極的な回收利用を図るとともに、焼却残渣を資源化する。

(2) ごみ処理

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの処理については、那覇市と南風原町で「那覇市・南風原町環境施設組合」を組織し、那覇・南風原クリーンセンターにおいて処理する。

また、資源化物及び廃スプリング入り製品については、エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟で処理する。

(3) 処理施設一覧

施設区分		中間処理施設（委託含む）	備考
焼却施設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター	灰溶融処理にて、スラグとメタルを生成し、資源化する。また、ごみ発電により施設内の電力をまかない、余剰電力は売却する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地	
	開設	平成 18 年 4 月	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラー付)、電気式灰溶融炉、破碎選別施設	
	焼却能力	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)	
	灰溶融炉	52 t / 日 (26 t / 日 × 2 炉)	
	破碎選別	39 t / 5H（粗大ごみ 6 t / 5H、不燃ごみ 33 t / 5H）	
	処理対象	燃やすごみ、燃やさないごみ、有害・危険ごみ、粗大ごみ	
	発電容量	8,000kw	
資源化施設	施設名	エコマール那覇リサイクル棟	古紙は、市長の指定する民間資源化施設へ直接搬入する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 655 番地	
	開設	平成 23 年 4 月	
	主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	
	処理能力	53 t / 日	
	処理対象	（アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、びん類、古布類、草木）	

4 最終処分計画

- (1) リサイクル出来ないごみは海面最終処分場にて処理し、処分場内の海水は環境に負荷が少ないよう余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。
- (2) 最終処分量については、ごみの減量化と那覇・南風原クリーンセンターにおいて破碎選別施設による鉄・アルミの選別、及び灰溶融炉でスラグ・メタルを生成し、最終処分量の減量化を図る。

(3) 最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町4丁目3番6の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107,000 m ³
水処理施設 処理能力	90 m ³ /日
処理方式	流入調整＋第1凝集沈殿処理（カルシウム凝集）＋生物処理（硝化・脱窒・再ばっ気）＋第2凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）＋消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地番改良

2 章 し尿及び浄化槽汚泥処理

法第 7 条第 1 項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業者及び浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき、市長が許可した浄化槽清掃業者により収集運搬を行い、那覇市し尿等下水道放流施設において陸上処理する。

1 し尿・浄化槽汚泥量

単位：k l

区分	搬入施設	搬入量
し尿	那覇市し尿等下水道放流施設	3, 597
浄化槽汚泥		2, 154

2 収集運搬計画

(1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可番号	会社名	代表者名	住所地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市曙 2-20-11

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城 秀吉		那覇市与儀 2-4-7
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
9	富本 祐昌		南城市大里字仲間 1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市曙 2-20-11

3 処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号
面積	敷地面積：2, 249 m ² 、建築面積：548 m ² 、延床面積 1, 300 m ²
処理方式	前処理・固液分離・希釈下水道放流方式
処理能力	32kl/日（し尿・浄化槽汚泥：24kl、下水道清掃汚泥：8 kl）

別紙 1

許可業者一覧

1 ごみ

個人 30 人

許可 番号	氏 名	所在地	許可 番号	氏 名	所在地
3	友利 清子	那覇市首里末吉町 3-120-30	28	兼濱 康喜	那覇市字国場 254-1
5	祖平 愛也	那覇市具志 3-32-26	32●	伊良波 哲	宜野湾市赤道 2-11-24
7	大城 睦子	那覇市港町 2-2-3	35	伊佐 真亜	那覇市首里石嶺 4-365-2
9	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町 2-52
10	上原 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	39	宮城 みゆ き	南城市大里字大里 1770-1
11	上原 正和	那覇市具志 3-12-3	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301
16	伊野波 盛俊	那覇市真嘉比 2-29-10	46	上原 勝	那覇市高良 2-15-58
17	大城 尋光	浦添市西原 5-21-10	47	新里 靖美	南城市大里字大里 1624
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 176-4	48	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
19	松原 秀明	那覇市字松川 524-1	51	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
20	栗國 恒男	浦添市経塚 811-60	54	前門 清人	南風原町字津嘉山 1380-3
23	城間 美佐江	那覇市松島 1-9-21	55	普天間 里恵 子	南城市大里字高平 722-5
25	平良 義勝	西原町字池田 371-22	60	上田 長廣	浦添市大平 374
26	玉城 正	南城市大里字大里 807	64	福里 清	那覇市首里石嶺町 2-65
27	花城 利彦	南風原町字山川 449	65	金城 隆幸	浦添市伊祖 3-9-18

※●印は、草木の許可を受けている業者。

① 法人 23 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
1 ●	(有)宮國清掃	宮國 喜効	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1459-1
6 ●	(株)クリーンアップ福	仲眞 典子	那覇市首里大名町 2-91
8 ●★	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28
21	(株)廣	根間 良明	浦添市伊祖 1-22-3
22	(株)タマキクリーン	仲村 孝枝	南城市大里字高平 131-18
24	(株)SUNクリーン	嘉陽 勝次	那覇市首里石嶺町 4-411
31 ●	(有)三友	金城 和良	那覇市西 1-3-13
33 ●	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場 1171-1
34 ●	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井間 321-4
40	(株)大輪産業	根間 大輔	那覇市古島 1-7-31
49 ●	(株)タイハウエコクリーン	根間 正明	那覇市真嘉比 2-20-2
50	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名 107-1
53 ●	(株)吉浜クリーン開発	吉浜 克之	那覇市松川 2-11-15
56 ●	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	豊見城市与根 210-4
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊 3-1-17
59 ●◆	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
61 ●	(株)やすもと	安元 良美	浦添市経塚 811-51
62 ●	(株)タイラ産業	平良 夏毅	豊見城市字金良 12 番地
63	(株)光環境サービス	銘苅 茂光	南城市大里字古堅 1011-3
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町 2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68 ●	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

※●印は、草木の許可を受けている業者。

※◆印は、食品残渣の許可を受けている業者。

※★印は、特別管理一般廃棄物の取扱いが可能な業者。

2 品目限定許可

(1) 自衛隊基地より排出される草木 1 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3

(2) 自衛隊基地及び事業者より排出される草木 4 社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
109	(株)グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(有)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	(株)美玉開発	照屋 盛夫	那覇市字仲井真 356-1

(3) 食品残渣 個人 2 人、法人 4 社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
121	(株)グリーンエイト	諸見里 純子	八重瀬町字具志頭 1364
122	(資)オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
123	外當 佳子		うるま市勝連平安名 660
124	仲本 賢正		中城村字奥間 971-3
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
127	(有)海邦ベンダー工業	神谷 弘隆	糸満市西崎町 5-14-9

(4) 廃スプリング入り製品 2 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3
114	(株)美玉開発	照屋 盛夫	那覇市字仲井真 356-1

※両許可業者は、草木の限定許可を受けており重複で掲載。

那 覇 市 告 示 第 5 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年(2016 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号)

平成 27 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 8 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,787 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 140,123,443 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		43,941,491	1,013,771	44,955,262
	1 市民税	18,677,042	475,406	19,152,448
	2 固定資産税	20,751,788	96,148	20,847,936
	3 軽自動車税	566,409	△5,594	560,815
	4 市たばこ税	3,032,466	425,968	3,458,434
	5 特別土地保有税	3	△3	0

	6 入湯税	11, 536	△1, 400	10, 136
	7 事業所税	902, 247	23, 246	925, 493
3 利子割交付金		82, 635	△22, 740	59, 895
	1 利子割交付金	82, 635	△22, 740	59, 895
4 配当割交付金		89, 178	27, 035	116, 213
	1 配当割交付金	89, 178	27, 035	116, 213
5 株式等譲渡所得割交付金		81, 639	17, 710	99, 349
	1 株式等譲渡所得割交付金	81, 639	17, 710	99, 349
6 地方消費税交付金		4, 895, 204	528, 033	5, 423, 237
	1 地方消費税交付金	4, 895, 204	528, 033	5, 423, 237
7 自動車取得税交付金		43, 042	46, 923	89, 965
	1 自動車取得税交付金	43, 042	46, 923	89, 965
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		292, 155	△2, 258	289, 897
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	292, 155	△2, 258	289, 897
9 地方特例交付金		65, 157	1, 730	66, 887
	1 地方特例交付金	65, 157	1, 730	66, 887
10 地方交付税		12, 250, 891	△300, 558	11, 950, 333
	1 地方交付税	12, 250, 891	△300, 558	11, 950, 333
12 分担金及び負担金		1, 495, 355	9, 317	1, 504, 672
	2 負担金	1, 495, 354	9, 317	1, 504, 671
13 使用料及び手数料		3, 236, 616	△14, 548	3, 222, 068
	1 使用料	2, 609, 847	△14, 819	2, 595, 028
	2 手数料	626, 769	271	627, 040
14 国庫支出金		35, 838, 148	93, 950	35, 932, 098
	1 国庫負担金	28, 835, 510	403, 414	29, 238, 924
	2 国庫補助金	6, 894, 070	△308, 740	6, 585, 330
	3 委託金	108, 568	△724	107, 844
15 県支出金		17, 526, 256	△414, 656	17, 111, 600

	1 県負担金	6, 279, 329	203, 465	6, 482, 794
	2 県補助金	10, 681, 558	△617, 658	10, 063, 900
	3 委託金	565, 369	△463	564, 906
16 財産収入		1, 405, 784	171, 690	1, 577, 474
	1 財産運用収入	372, 051	30, 791	402, 842
	2 財産売却収入	1, 033, 733	140, 899	1, 174, 632
17 寄附金		1	14, 216	14, 217
	1 寄附金	1	14, 216	14, 217
18 繰入金		1, 556, 224	△863, 849	692, 375
	1 特別会計繰入金	210, 090	57, 562	267, 652
	2 基金繰入金	1, 346, 134	△921, 411	424, 723
19 繰越金		2, 324, 258	377, 452	2, 701, 710
	1 繰越金	2, 324, 258	377, 452	2, 701, 710
20 諸収入		1, 837, 564	39, 095	1, 876, 659
	1 延滞金加算金及び過料	117, 412	△22, 230	95, 182
	2 市預金利子	1, 708	1, 466	3, 174
	4 受託事業収入	114, 823	2, 823	117, 646
	5 雑入	1, 259, 729	57, 036	1, 316, 765
21 市債		12, 469, 149	△733, 100	11, 736, 049
	1 市債	12, 469, 149	△733, 100	11, 736, 049
歳 入 合 計		140, 134, 230	△10, 787	140, 123, 443

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		842, 150	△3, 776	838, 374
	1 議会費	842, 150	△3, 776	838, 374
2 総務費		10, 096, 336	294, 163	10, 390, 499
	1 総務管理費	7, 923, 329	326, 096	8, 249, 425
	2 徴税費	1, 054, 268	△18, 300	1, 035, 968
	3 戸籍住民基本台帳費	769, 625	△12, 513	757, 112
	5 統計調査費	178, 947	△1, 120	177, 827

3 民生費		69,414,377	2,282,263	71,696,640
	1 社会福祉費	24,489,010	2,453,311	26,942,321
	2 児童福祉費	21,976,818	△158,350	21,818,468
	3 生活保護費	22,948,548	△12,698	22,935,850
4 衛生費		9,902,549	△335,714	9,566,835
	1 保健衛生費	5,842,388	△287,663	5,554,725
	2 清掃費	4,060,161	△48,051	4,012,110
5 労働費		75,252	△1,800	73,452
	1 労働諸費	75,252	△1,800	73,452
6 農林水産業費		183,735	△49,720	134,015
	3 水産業費	119,218	△49,720	69,498
7 商工費		1,002,431	6,490	1,008,921
	1 商工費	1,002,431	6,490	1,008,921
8 土木費		17,484,108	△369,735	17,114,373
	1 土木管理費	486,367	△43,778	442,589
	2 道路橋りょう費	1,400,304	△108,664	1,291,640
	3 港湾費	1,232,111	△103,152	1,128,959
	4 都市計画費	9,715,989	△101,025	9,614,964
	5 住宅費	4,649,337	△13,116	4,636,221
9 消防費		3,866,055	△114,385	3,751,670
	1 消防費	3,866,055	△114,385	3,751,670
10 教育費		13,052,256	△916,385	12,135,871
	1 教育総務費	1,682,372	△27,914	1,654,458
	2 小学校費	4,051,483	△570,894	3,480,589
	3 中学校費	2,288,149	△134,269	2,153,880
	4 幼稚園費	1,830,961	△85,615	1,745,346
	5 社会教育費	1,436,419	△32,181	1,404,238
	6 保健体育費	1,762,872	△65,512	1,697,360
12 公債費		14,144,976	△802,188	13,342,788
	1 公債費	14,144,976	△802,188	13,342,788
歳 出 合 計		140,134,230	△10,787	140,123,443

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位: 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			257,501
	1 総務管理費		257,501
		那覇市歌選定委員会関係事務費	369
		(仮称) 那覇市保健センター複合施設建設事業	26,581
		市民会館運営管理費	17,288
		新文化芸術発信拠点施設整備事業	19,496
		インターネット系ネットワーク分離事業	193,767
3 民生費			1,233,030
	2 児童福祉費		1,233,030
		法人保育所新規等建設補助金	349,757
		真和志小区児童クラブ舎建築事業	21,776
		待機児童解消加速化事業	848,537
		保育所等の利用者負担軽減にかかるシステム改修事業	12,960
6 農林水産業費			15,000
	3 水産業費		15,000
		那覇市水産・観光拠点強化調査研究事業	15,000
7 商工費			43,476
	1 商工費		43,476
		那覇市伝統工芸ブランド確立事業	10,638
		那覇市創業支援事業	20,655
		第一牧志公設市場再整備推進事業	12,183
8 土木費			4,582,157
	1 土木管理費		71,785
		地下壕対策事業	5,000
		特殊地下壕対策事業	3,800
		那覇市民間建築物耐震化促進事業	62,985

2 道路橋りょう費		566,091
	里道整備事業	2,791
	道路維持事業	18,036
	道路新設改良事業（社会資本交付金）	30,498
	道路新設改良事業（公共投資交付金）	96,786
	交流オアシス整備事業	118,000
	バス停上屋整備事業	52,423
	歴史散歩道整備事業	172,247
	首里金城町無電柱化推進事業	7,000
	交通安全施設整備事業（特交金）	44,438
	橋りょう長寿命化修繕事業	23,872
3 港湾費		456,900
	那覇港管理組合補助金（沖縄振興特別推進交付金事業）	456,900
4 都市計画費		914,715
	総合公共交通の推進事業	9,316
	景観形成推進事業	1,000
	沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	417,329
	無電柱化引込設備事業負担金	2,080
	戦略的交通まちづくり推進事業	5,076
	モノレール・インフラ部修繕	21,188
	亜熱帯庭園都市の道路美化事業	29,089
	下水道事業会計負担金（沖縄振興特別推進交付金事業）	13,472
	公園整備事業（沖縄振興公共投資交付金）	183,800
	公園整備事業（社会資本整備総合交付金）	232,365
5 住宅費		2,572,666
	市営住宅ストック総合改善事業	73,037
	市営住宅ストック総合改善事業（防災安全）	187,299
	既存市営住宅集会所地域利便施設導入事業	4,072
	石嶺市営住宅建替事業	545,956
	宇栄原市営住宅建替事業	81,044

		住環境基礎調査事業	9,872
		地域居住機能再生推進事業	1,658,048
		市営住宅建替移転事業	13,338
9 消防費			48,421
	1 消防費		48,421
		防火水槽設置事業	7,575
		防災拠点施設発電設備整備事業	40,846
10 教育費			1,707,635
	2 小学校費		922,765
		城西小学校屋内運動場建設事業	25,253
		真和志小学校屋内運動場建設事業	148,198
		上間小学校校舎建設事業	414,996
		学校施設耐震化事業（開南小学校耐震改修）	93,624
		城南小学校水泳プール建設事業	23,852
		大名小学校屋内運動場建設事業	114,210
		高良小学校校舎及び屋内運動場建設事業	33,531
		宇栄原小学校校舎増築事業	69,101
	3 中学校費		349,557
		中学校防災機能強化事業（天井落下防止対策）	21,820
		鏡原中学校校舎建設事業	327,737
	4 幼稚園費		336,617
		城西幼稚園園舎建設事業	33,098
		上間幼稚園園舎建設事業	104,028
		真和志幼稚園園舎建設事業	106,551
		城南幼稚園園舎建設事業	92,940
	5 社会教育費		41,979
		生き生き人材育成支援施設整備事業	19,153
		那覇市内遺跡発掘調査	22,826
	6 保健体育費		56,717

		鏡原中学校給食調理場改築事業	29,204
		上間小学校給食調理場改築事業	25,752
		高良小学校給食調理場改築事業	1,761
合 計			7,887,220

2 変 更

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費			3, 424, 115		4, 168, 149
	4 都市計画費		3, 424, 115		4, 168, 149
		沖縄都市モノレール延長事業	2, 534, 115	沖縄都市モノレール延長事業	2, 879, 618
		街路整備事業 （公共投資交付金）	890, 000	街路整備事業 （公共投資交付金）	1, 288, 531
10 教育費			62, 879		64, 721
	5 社会教育費		62, 879		64, 721
		県道 153 号線外 1 線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	62, 879	県道 153 号線外 1 線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	64, 721
合 計			3, 486, 994		4, 232, 870

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
くもじ地域自治会等（活動拠点）支援事業 （まちづくり協働推進課）	平成 28 年度	816
汚水処理場・多目的広場維持管理業務委託 （クリーン推進課）	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	84,509
エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託 （クリーン推進課）	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	108,568
し尿等下水道放流施設維持管理業務委託 （クリーン推進課）	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	35,612
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業 （こどもみらい課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	3,258
土木積算システム保守管理委託（道路建設課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	8,069
土木積算システム保守管理委託（建築工事課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	3,683
土木積算システム保守管理委託（道路管理課）	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	704

土木積算システム保守管理委託 (花とみどり課)	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	5,958
土木積算システム保守管理委託 (公園管理課)	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	869
交通広場及び道路情報センター清掃業務委託 (道路管理課)	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	5,703
おもろまち交通広場道路情報センター警備業務委託 (道路管理課)	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	1,869
おもろまち交通広場昇降機保守管理業務委託 (道路管理課)	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	3,348
有料公園施設使用料コンビニ納付事業 (公園管理課)	平成 27 年度から 平成 32 年度まで	7,500
タブレット端末通信サービス等契約 (議会事務局庶務課)	平成 28 年度から 平成 32 年度まで	7,416

2 廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
那覇市ふるさとづくり寄附金事業 (企画調整課)	平成 27 年度から 平成 28 年度まで	1,644
「なは市民活動支援センター」管理運営及び施設管理委託料 (まちづくり協働推進課)	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	191,033
新文化芸術発信拠点施設整備事業業務委託 (基本設計) (文化振興課)	平成 28 年度	63,368
那覇市 IT 創造館管理運営委託料 (商工農水課)	平成 27 年度から 平成 30 年度まで	45,920
宇栄原市営住宅第 4 期建替事業 (工事監理) (建設企画課)	平成 27 年度から 平成 29 年度まで	37,296
宇栄原市営住宅第 4 期建替工事 (工事請負費) (建設企画課)	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	3,173,400

第 4 表 地方債補正

1 追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
12 補正予算債	27,800	証書借入又は 証券発行	年 5 %以内(た だし、利率見直 し方式で借り 入れる資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	償還期間は、 据置期間を含 め 30 年以内と する。 償還方法は、 元利均等、元金 均等等による。 ただし、財政 の都合により、 据置期間中で あっても繰上 償還し、償還年 限を変更し、又 は借り換える ことができる。

2 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 社会福祉施設整備事業	85,200	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償 還 期 間 は、据置期間を含め30年以内とする。 償 還 方 法 は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	40,200	補正前に同じ		
3 一般廃棄物処理事業	1,800				0			
4 道路整備事業	152,600				124,400			
5 都市計画事業	827,300				823,500			
7 市営住宅建設事業	925,700				934,800			
8 港湾事業	109,300				90,700			
9 消防施設整備事業	1,318,900				1,289,200			
10 教育施設整備事業	1,852,700				1,209,800			

那 覇 市 告 示 第 6 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市一般会計予算

平成 28 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 143,005,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 市税		45,145,675
	1 市民税	18,973,679
	2 固定資産税	21,003,385
	3 軽自動車税	737,791
	4 市たばこ税	3,491,136
	5 特別土地保有税	3
	6 入湯税	10,000
	7 事業所税	929,681
2 地方譲与税		694,621
	1 自動車重量譲与税	332,234
	2 地方道路譲与税	1
	3 特別とん譲与税	11,181
	4 航空機燃料譲与税	214,217
	5 地方揮発油譲与税	136,988
3 利子割交付金		55,219

	1 利子割交付金	55, 219
4 配当割交付金		115, 435
	1 配当割交付金	115, 435
5 株式等譲渡所得割交付金		106, 288
	1 株式等譲渡所得割交付金	106, 288
6 地方消費税交付金		5, 872, 007
	1 地方消費税交付金	5, 872, 007
7 自動車取得税交付金		79, 284
	1 自動車取得税交付金	79, 284
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		289, 865
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	289, 865
9 地方特例交付金		69, 030
	1 地方特例交付金	69, 030
10 地方交付税		12, 391, 006
	1 地方交付税	12, 391, 006
11 交通安全対策特別交付金		45, 000
	1 交通安全対策特別交付金	45, 000
12 分担金及び負担金		1, 414, 293
	1 分担金	1
	2 負担金	1, 414, 292
13 使用料及び手数料		3, 288, 731
	1 使用料	2, 631, 145
	2 手数料	657, 586
14 国庫支出金		39, 909, 331
	1 国庫負担金	30, 162, 192
	2 国庫補助金	9, 630, 396
	3 委託金	116, 743
15 県支出金		18, 104, 556
	1 県負担金	6, 952, 115
	2 県補助金	10, 498, 114
	3 委託金	654, 327
16 財産収入		815, 546
	1 財産運用収入	387, 411
	2 財産売払収入	428, 135
17 寄附金		1
	1 寄附金	1
18 繰入金		1, 142, 205
	1 特別会計繰入金	1, 995
	2 基金繰入金	1, 140, 210
19 繰越金		500, 000
	1 繰越金	500, 000
20 諸収入		1, 463, 928
	1 延滞金加算金及び過料	95, 591
	2 市預金利子	1, 724

	3 貸付金元利収入	303, 941
	4 受託事業収入	29, 625
	5 雑入	1, 033, 047
21 市債		11, 502, 979
	1 市債	11, 502, 979
歳 入 合 計		143, 005, 000

歳 出

(単位: 千円)

款	項	金 額
1 議会費		777, 029
	1 議会費	777, 029
2 総務費		9, 119, 110
	1 総務管理費	6, 841, 734
	2 徴税費	1, 105, 051
	3 戸籍住民基本台帳費	779, 481
	4 選挙費	227, 954
	5 統計調査費	60, 490
	6 監査委員費	104, 400
3 民生費		71, 477, 481
	1 社会福祉費	24, 895, 512
	2 児童福祉費	24, 325, 634
	3 生活保護費	22, 256, 334
	4 災害救助費	1
4 衛生費		9, 671, 471
	1 保健衛生費	5, 572, 144
	2 清掃費	4, 099, 327
5 労働費		36, 656
	1 労働諸費	36, 656
6 農林水産業費		129, 887
	1 農業費	74, 451
	2 林業費	616
	3 水産業費	54, 820
7 商工費		1, 065, 898
	1 商工費	1, 065, 898
8 土木費		19, 265, 624
	1 土木管理費	340, 023
	2 道路橋りょう費	1, 249, 920
	3 港湾費	1, 309, 861
	4 都市計画費	9, 558, 739
	5 住宅費	6, 807, 081
9 消防費		2, 808, 380
	1 消防費	2, 808, 380
10 教育費		15, 962, 325
	1 教育総務費	1, 747, 581
	2 小学校費	4, 144, 482

	3 中学校費	4,629,661
	4 幼稚園費	1,947,520
	5 社会教育費	1,358,007
	6 保健体育費	2,135,074
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		12,621,134
	1 公債費	12,621,134
13 諸支出金		1
	1 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		143,005,000

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
グループウェア再構築事業（情報政策課）	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	48,664
インターネット系ネットワーク分離事業(情報政策課)	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	438,454
セキュリティシステム再構築事業(情報政策課)	平成 28 年度から 平成 34 年度まで	177,381
納税催告センター運営事業（納税課）	平成 28 年度から 平成 32 年度まで	64,005
証明書等自動交付事務委託契約（ハイサイ市民課）	平成 29 年度から 契約終了まで	交付事務の 履 行 に 対 し、1 通当 たり 123 円 （うち消費 税及び地方 消費税相当 額を含む） を乗じて得 た金額
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償(商工農水課)	平成 29 年度から 平成 39 年度まで	保証融資額 のうち、沖 縄県信用保 証協会が金 融機関に代 位弁済した 額から、株 式会社日本 政策金融公

		庫等が補填 する額を差 し引いた額
家庭ごみ有料化事業（廃棄物対策課）	平成 29 年度	13,938
2 t 級パワーゲート付深ダンプ車の購入（クリーン 推進課）	平成 29 年度	2,828
安謝老人憩の家管理運営委託料（ちゃーがんじゅう 課）	平成 28 年度から 平成 33 年度まで	53,680
緊急システム事業業務委託契約（ちゃーがんじゅう 課）	平成 28 年度から 平成 31 年度まで	7,440
安謝児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成 28 年度から 平成 33 年度まで	45,260
若狭児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成 28 年度から 平成 33 年度まで	49,385
壺屋幼稚園園舎耐震化事業（実施設計）（こども政 策課）	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	935
公立型認定こども園給食提供委託（こども政策課）	平成 28 年度から 平成 33 年度まで	264,000
高良小区児童クラブ活動拠点整備事業（設計）（こ ども政策課）	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	1,924
城西小区児童クラブ舎建築事業（工事請負費 本体） （こども政策課）	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	45,215
城西幼稚園園舎建設事業（工事監理 建築）（こども 政策課）	平成 29 年度	11,042
城西小区児童クラブ舎建築事業（工事監理）（こども 政策課）	平成 29 年度	2,729
上間小区児童クラブ舎建築事業（こども政策課）	平成 29 年度	40,983
上間幼稚園園舎建設事業（こども政策課）	平成 29 年度	250,184
母子父子寡婦福祉資金貸付金県譲渡債権支払金（子 育て応援課）	平成 29 年度から 平成 32 年度まで	41,856
石嶺市営住宅建替事業（第 6 期実施設計）（建設企 画課）	平成 29 年度	60,238
宇栄原市営住宅第 4 期建替事業（工事監理）（建設 企画課）	平成 28 年度から 平成 30 年度まで	38,362
宇栄原市営住宅第 4 期建替工事（工事請負費）（建 設企画課）	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	1,960,730
真地市営住宅建替事業（基本計画）（建設企画課）	平成 29 年度	10,505
沖縄都市モノレール延長事業（道路建設課）	平成 29 年度	2,578,820
市営住宅等管理運営事業（市営住宅課）	平成 28 年度から 平成 33 年度まで	370,630
繁多川図書館業務委託事業（生涯学習課）	平成 28 年度から 平成 31 年度まで	59,121
松島小学校耐震改修工事業務委託（設計）（施設課）	平成 29 年度	7,896
壺屋小学校耐震改修工事業務委託（設計）（施設課）	平成 29 年度	8,881
首里中学校耐震改修工事業務委託（設計）（施設課）	平成 29 年度	12,477
古蔵中学校耐震改修工事業務委託（設計）（施設課）	平成 29 年度	10,767

真和志中学校校舎建設事業 (施設課)	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	1, 612, 010
高良小学校校舎建設事業 (設計) (施設課)	平成 29 年度	84, 977
城西小学校屋内運動場建設事業 (平成 28 年度設計) (施設課)	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	411, 890
上間小学校屋内運動場建設事業 (設計) (施設課)	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	58, 210
上間小学校校舎建設事業 (施設課)	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	1, 889, 954
鏡原中学校屋内運動場建設事業 (設計) (施設課)	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	47, 034
城北中学校屋内運動場建設事業 (設計) (施設課)	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	478, 792
学校給食調理業務委託事業 (与儀小学校) (学校給 食課)	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	68, 450
学校給食調理業務委託事業 (金城小学校) (学校給 食課)	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	94, 497
学校給食調理業務委託事業 (神原学校給食センタ ー) (学校給食課)	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	86, 572
学校給食搬送業務委託事業 (小規模学校給食センタ ー) (学校給食課)	平成 28 年度から 平成 33 年度まで	158, 400
学校給食搬送業務委託事業 (真和志学校給食センタ ー) (学校給食課)	平成 28 年度から 平成 33 年度まで	126, 720
高良小学校給食調理場改築事業 (設計) (学校給食 課)	平成 29 年度	6, 658
上間小学校給食調理場改築事業 (学校給食課)	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	216, 738
上間小学校給食調理場改築事業 (備品購入費) (学 校給食課)	平成 28 年度から 平成 29 年度まで	146, 765

第 3 表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公立文化施設整備事業	96,200	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	償還期間は、据置期間 を含め 30 年 以内とする。 償還方法は、元利均 等、元金均等 等による。 ただし、財 政の都合に より、据置期 間中であつ ても繰上償 還し、償還年 限を変更し、 又は借り換 えることが できる。
2 病院事業貸付金	290,000			
3 道路整備事業	126,000			
4 都市計画事業	780,300			
5 都市公園整備事業	570,800			
6 市営住宅建設事業	1,263,600			
7 港湾事業	118,100			
8 消防施設整備事業	343,100			
9 教育施設整備事業	3,438,300			
10 臨時財政対策債	4,476,579			
計	11,502,979			

那 覇 市 告 示 第 7 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 27 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,375,506 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53,400,775 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 15,058,662	千円 △396,516	千円 14,662,146
	1 国庫負担金	9,598,659	△277,055	9,321,604
	2 国庫補助金	5,460,003	△119,461	5,340,542
4 療養給付費等 交付金		1,206,084	△84,734	1,121,350
	1 療養給付費等交 付金	1,206,084	△84,734	1,121,350
6 県支出金		2,898,889	△97,313	2,801,576
	1 県補助金	2,386,169	△64,120	2,322,049
	2 県負担金	512,720	△33,193	479,527
7 共同事業交付 金		14,599,547	△1,189,135	13,410,412
	1 共同事業交付金	14,599,547	△1,189,135	13,410,412
9 繰入金		4,849,624	2,366,225	7,215,849
	1 他会計繰入金	4,849,623	2,366,225	7,215,848
10 諸収入		7,016,636	△1,974,033	5,042,603
	1 延滞金加算金及 び過料	31,210	19,740	50,950
	3 雑入	6,985,423	△1,993,773	4,991,650
歳 入 合 計		54,776,281	△1,375,506	53,400,775

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 661,393	千円 △12,938	千円 648,455
	1 総務管理費	478,996	△8,800	470,196
	2 徴税費	90,671	△2,138	88,533
	4 収納率向上特別 対策事業費	53,935	△1,000	52,935
	5 医療費適正化特 別対策事業費	37,067	△1,000	36,067
2 保険給付費		26,874,384	△731,834	26,142,550
	1 療養諸費	22,919,748	△645,892	22,273,856
	2 高額療養費	3,608,767	△15,032	3,593,735
	3 移送費	201	0	201
	4 出産育児諸費	336,168	△71,435	264,733
	5 葬祭諸費	9,500	525	10,025
3 後期高齢者支 援金等		5,041,590	0	5,041,590
	1 後期高齢者支 援金等	5,041,590	0	5,041,590
6 介護納付金		2,297,752	0	2,297,752
	1 介護納付金	2,297,752	0	2,297,752
7 共同事業拠出 金		14,072,969	△646,981	13,425,988
	1 共同事業拠出金	14,072,969	△646,981	13,425,988
8 保健事業費		275,936	△8,181	267,755
	1 特定健康診査等 事業費	249,828	△8,181	241,647
	2 保健事業費	26,108	0	26,108
10 諸支出金		687,799	24,428	712,227

	1 償還金及び還付 加算金	671,755	24,428	696,183
12 繰上充用金		4,345,529	0	4,345,529
	1 繰上充用金	4,345,529	0	4,345,529
歳 出 合 計		54,776,281	△1,375,506	53,400,775

那 覇 市 告 示 第 8 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成28年（2016年）2月那覇市議会定例会で議決された平成27年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成 27 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,400 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,988,639 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,352,525	千円 △26,788	千円 2,325,737
	1 後期高齢者医療保険料	2,352,525	△26,788	2,325,737
3 繰入金		622,302	4,883	627,185

	1 一般会計繰入金	622,302	4,883	627,185
5 諸収入		12,634	10,505	23,139
	2 償還金及び還付加算金	12,185	10,505	22,690
歳 入 合 計		3,000,039	△11,400	2,988,639

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 2,956,674	千円 △21,905	千円 2,934,769
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,956,674	△21,905	2,934,769
3 諸支出金		11,334	10,505	21,839
	2 償還金及び還付加算金	11,246	10,505	21,751
歳 出 合 計		3,000,039	△11,400	2,988,639

那 覇 市 告 示 第 9 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 28 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49,180,524 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,959,506
	1 国民健康保険税	5,959,506
2 使用料及び手数料		9,170
	1 手数料	9,170
3 国庫支出金		14,615,135
	1 国庫負担金	9,236,089
	2 国庫補助金	5,379,046
4 療養給付費等交付金		1,053,282
	1 療養給付費等交付金	1,053,282
5 前期高齢者交付金		3,653,661
	1 前期高齢者交付金	3,653,661
6 県支出金		2,818,428
	1 県補助金	2,299,123
	2 県負担金	519,305
7 共同事業交付金		14,009,748
	1 共同事業交付金	14,009,748
8 財産収入		31

	1 財産運用収入	31
9 繰入金		5, 261, 065
	1 他会計繰入金	5, 261, 064
	2 基金繰入金	1
10 諸収入		1, 800, 498
	1 延滞金加算金及び過料	31, 210
	2 預金利子	3
	3 雑入	1, 769, 285
歳 入 合 計		49, 180, 524

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		655, 705
	1 総務管理費	481, 458
	2 徴税費	85, 712
	3 運営協議会費	724
	4 収納率向上特別対策事業費	51, 573
	5 医療費適正化特別対策事業費	36, 238
2 保険給付費		26, 772, 793
	1 療養諸費	22, 707, 314
	2 高額療養費	3, 719, 310
	3 移送費	501
	4 出産育児諸費	336, 168
	5 葬祭諸費	9, 500
3 後期高齢者支援金等		4, 681, 020
	1 後期高齢者支援金等	4, 681, 020
4 前期高齢者納付金等		2, 250
	1 前期高齢者納付金等	2, 250
5 老人保健拠出金		181
	1 老人保健拠出金	181
6 介護納付金		2, 226, 261
	1 介護納付金	2, 226, 261

7 共同事業拠出金		14,010,354
	1 共同事業拠出金	14,010,354
8 保健事業費		268,994
	1 特定健康診査等事業費	242,646
	2 保健事業費	26,348
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		49,514
	1 償還金及び還付加算金	47,232
	2 繰出金	2
	3 指定公費の立替	2,280
11 予備費		513,451
	1 予備費	513,451
歳 出 合 計		49,180,524

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
納税催告センター運営事業（国民健康保険課）	平成 28 年度から 平成 32 年度まで	32,101

那 覇 市 告 示 第 10 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成 28 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,029,871 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,388,962
	1 後期高齢者医療保険料	2,388,962
2 使用料及び手数料		702
	1 手数料	702
3 繰入金		628,657
	1 一般会計繰入金	628,657
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		11,549
	1 延滞金、加算金及び過料	744
	2 償還金及び還付加算金	10,752
	3 預金利子	1
	4 雑入	52
歳 入 合 計		3,029,871

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		33,374
	1 総務管理費	21,140
	2 徴収費	12,234

2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2, 985, 745
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	2, 985, 745
3 諸支出金		10, 752
	1 償還金及び還付加算金	10, 751
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		3, 029, 871

那 覇 市 告 示 第 11 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

平成 28 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300, 278 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 諸収入		300, 278
	1 貸付金元利収入	300, 278
歳 入 合 計		300, 278

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		300,278
	1 公債費	300,278
歳 出 合 計		300,278

那覇市告示第 12 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）

(総則)

第 1 条 平成 27 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成 27 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量のうち、（2）年間総配水量「38,300,000 m³」を「38,830,000 m³」に、（3）一日平均配水量「104,645 m³」を「106,093 m³」に改める。

(収益的收入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	水道事業収益	8,169,996 千円	152,292 千円	8,322,288 千円
第 1 項	営業収益	7,635,940 千円	133,312 千円	7,769,252 千円
第 2 項	営業外収益	534,055 千円	18,804 千円	552,859 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	176 千円	177 千円
		支 出		
第 1 款	水道事業費用	7,434,754 千円	13,186 千円	7,447,940 千円

第 1 項	営業費用	7, 199, 200 千円	△7, 855 千円	7, 191, 345 千円
第 2 項	営業外費用	214, 154 千円	21, 041 千円	235, 195 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 228, 036 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 56, 137 千円、減債積立金 260, 540 千円及び建設改良積立金 911, 359 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 103, 244 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 47, 267 千円、減債積立金 260, 540 千円及び建設改良積立金 795, 437 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第 1 款	資本的収入	337, 382 千円	△48, 140 千円	289, 242 千円
第 1 項	補助金	250, 000 千円	△6, 660 千円	243, 340 千円
第 2 項	他会計負担金	50, 770 千円	△41, 480 千円	9, 290 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	1, 565, 418 千円	△172, 932 千円	1, 392, 486 千円
第 1 項	建設改良費	1, 199, 877 千円	△172, 932 千円	1, 026, 945 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）	職員給与費	979, 205 千円	△1, 059 千円	978, 146 千円

（たな卸資産購入限度額）

第 6 条 予算第 8 条中「51, 078 千円」を「30, 940 千円」に改める。

那 覇 市 告 示 第 13 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 平成 27 年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めると

ころによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、（2）年間総排水量「34,826,649m³」を「35,355,209 m³」に、（3）一日平均排水量「95,155m³」を「96,599m³」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	下水道事業収益	5,205,283千円	74,866千円	5,280,149千円
第1項	営業収益	4,063,456千円	89,867千円	4,153,323千円
第2項	営業外収益	1,137,424千円	△12,273千円	1,125,151千円
第3項	特別利益	4,403千円	△2,728千円	1,675千円
		支 出		
第1款	下水道事業費用	4,938,732千円	△20,114千円	4,918,618千円
第1項	営業費用	4,486,100千円	△20,491千円	4,465,609千円
第2項	営業外費用	432,104千円	△1,472千円	430,632千円
第3項	特別損失	528千円	1,849千円	2,377千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,111,206 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,795 千円、減債積立金 700,475 千円、過年度分損益勘定留保資金 122,293 千円及び当年度分損益勘定留保資金 260,643 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,121,483 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,752 千円、減債積立金 700,475 千円、過年度分損益勘定留保資金 132,713 千円及び当年度分損益勘定留保資金 263,543 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	資本的収入	1,734,136千円	△191,873千円	1,542,263千円
第1項	企業債	537,000千円	△114,700千円	422,300千円
第2項	補助金	534,000千円	△75,540千円	458,460千円
第3項	他会計負担金	530,946千円	△2,000千円	528,946千円
第4項	その他資本的収入	132,190千円	367千円	132,557千円
		支 出		
第1款	資本的支出	2,845,342千円	△181,596千円	2,663,746千円
第1項	建設改良費	1,649,243千円	△181,596千円	1,467,647千円

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	344,000 千円	△49,000 千円	295,000 千円
流域下水道事業	193,000 千円	△65,700 千円	127,300 千円

那 覇 市 告 示 第 14 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 28 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	160,000 戸
(2)年間総配水量	38,700,000 m ³
(3)一日平均配水量	106,027 m ³
(4)主な建設改良事業	
水道施設整備事業	673,429 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	8,337,565 千円
第 1 項 営業収益	7,730,403 千円
第 2 項 営業外収益	607,161 千円
第 3 項 特別利益	1 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	7,711,068 千円
第 1 項 営業費用	7,268,861 千円
第 2 項 営業外費用	230,090 千円
第 3 項 特別損失	192,117 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 1,058,617 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 34,235 千円、減債積立金 269,882 千円及び建設改良積立金 754,500 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的收入	280,080 千円
第 1 項 補助金	206,000 千円
第 2 項 他会計負担金	32,700 千円
第 3 項 他会計貸付金償還金	12,232 千円
第 4 項 その他資本的收入	29,148 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1,338,697 千円
第 1 項 建設改良費	863,814 千円
第 2 項 企業債償還金	269,882 千円
第 3 項 投資	200,000 千円
第 4 項 その他資本的支出	1 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
資本的 支 出	建 設 改良費	豊見城配水池擁壁工事	300,416 千円	28 年度	120,168 千円
				29 年度	150,208 千円
				30 年度	30,040 千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
設計積算システムソフトウェア保守業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	506 千円
定期水質検査業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	11,619 千円

上水道施設維持管理等業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	51,462 千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	749 千円
消防用設備保守点検業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	342 千円
非常用自家発電機設備保守点検業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	1,306 千円
無線電話設備保守点検業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	256 千円
水道管緊急修繕工事及び保安業務委託	平成 28 年度から平成 30 年度まで	637,000 千円
那覇市上下水道局お客様センター業務委託	平成 28 年度から平成 33 年度まで	995,316 千円
水道料金等コンビニ収納代行業務委託	平成 28 年度から平成 33 年度まで	90,288 千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 8 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 994,726 千円

（2）交際費 56 千円

（たな卸資産購入限度額）

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、50,459 千円と定める。

那覇市告示第 15 号

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年（2016 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市下水道事業会計予算

（総則）

第 1 条 平成 28 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）使用戸数	149,700 戸
（2）年間総排水量	35,201,520 m ³
（3）一日平均排水量	96,443 m ³
（4）主要な建設改良事業	
公共下水道整備事業	637,247 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	5,221,395 千円
第 1 項 営業収益	4,130,305 千円
第 2 項 営業外収益	1,090,613 千円
第 3 項 特別利益	477 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	4,974,240 千円
第 1 項 営業費用	4,531,987 千円
第 2 項 営業外費用	420,231 千円
第 3 項 特別損失	2,022 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 998,306 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本

的収支調整額 11,599 千円、過年度分損益勘定留保資金 720,773 千円及び当年度分損益勘定留保資金 265,934 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	1,339,879 千円
第 1 項 企業債	423,400 千円
第 2 項 補助金	421,100 千円
第 3 項 他会計負担金	494,245 千円
第 4 項 その他資本的収入	1,134 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	2,338,185 千円
第 1 項 建設改良費	1,173,902 千円
第 2 項 企業債償還金	1,143,050 千円
第 3 項 他会計借入金償還金	12,233 千円
第 4 項 投資	4,000 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
平成 29 年度ポンプ場電気保安管理業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	712 千円
平成 29 年度ポンプ場保守点検業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	25,802 千円
平成 29 年度公共下水道維持管理業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	89,931 千円
平成 29 年度下水道（情報管理・固定資産台帳）システム保守管理業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	5,313 千円
平成 29 年度公共下水道台帳作成業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	6,842 千円
平成 29 年度排水路維持管理業務委託	平成 28 年度から平成 29 年度まで	20,433 千円
金融機関への預貯金照会手数料	平成 29 年度から平成 30 年度まで	120 千円

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 268,000	証書借入又は証券発行	年 5 %以内 （ただし、利率見直し方式での借り入れを行った場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め 40 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	155,400			

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費

412,088 千円

公 告

那覇市公告第 642 号

平成 28 年 3 月 10 日

掲 示 済

事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 案件名 公設市場エスカレーター及びエレベーター
保守管理業務委託
- (2) 履行場所 第一牧志公設市場（那覇市松尾 2 丁目 10 番 1 号）
牧志公設市場衣料部（那覇市牧志 3 丁目 3 番 10 号）
- (3) 履行内容 公設市場エスカレーター及びエレベーター
保守管理業務委託仕様書による
- (4) 履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく建設工事等入札参加資格者名簿の業種「機械器具設置」に登録していること。

- (2) 本市または本市近郊に本店、支店または営業所があり、緊急時の対応が可能であること。
- (3) 所在地の市町村税を完納していること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 過去 2 年間に建物の昇降機保守業務の請負実績があること。
- (13) 「昇降機検査資格者」資格を有する従業員が 5 人以上いること。
- (14) 制服制度があること。

3 仕様書等の配布開始日及び配布方法

- (1) 配布開始日 平成 28 年 3 月 10 日（木）
- (2) 配布方法 那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

4 仕様書等に対する質問期間及び回答

- (1) 質問期間 平成 28 年 3 月 10 日（木）～平成 28 年 3 月 14 日（月）17 時
- (2) 質問方法 質問書（市様式）をメールで送信すること。
提出先：那覇市経済観光部なはまちなか振興課
メールアドレス：K-NAHA001@neo.city.naha.okinawa.jp
- (3) 回答方法 平成 28 年 3 月 16 日（水）までに那覇市なはまちなか振興課ホームページに掲載します。

5 入札執行の日時、場所及び入札保証金

- (1) 日 時 平成 28 年 3 月 17 日（木）
11 時 00 分受付開始 11 時 05 分入札開始
- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 会議室 602
- (3) 入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 4 号に基づき免除する。
※本庁舎の駐車場は有料です。割引券の発行は致しかねますので、公共交通機関をご利用ください。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

(3) 印鑑証明書（写し可）

(4) 使用印鑑を使用する場合にあっては使用印鑑届（市様式）

※市様式は那覇市なはまちなか振興課ホームページよりダウンロードして下さい。

7 落札候補者及び落札者の決定

(1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。

(3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。

(4) 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。

(5) 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市なはまちなか振興課まで持参のうえ提出すること。

(1) 入札参加資格審査申請書（市様式）

(2) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

(3) 業務実績表（市様式）

(4) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

(5) 市町村税完納証明書

(6) 所在地確認資料（市様式）

(7) 労働保険（労災・雇用）加入証明書

(8) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書

(9) 国土交通大臣認定の昇降機検査資格者または国土交通大臣の指定する昇降機検査資格者講習を修了したことを証する書類の写し（5人分）

(10) 制服の写真

(11) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札。

(3) 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。

(4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印又は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札。

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札。
- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- (9) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (10) 郵送による入札。
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札。

10 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付、又は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市経済観光部 なはまちなか振興課 市場管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-863-1750 F A X 098-863-1752

那覇市公告第 648 号
平成 28 年 3 月 14 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 7・7・那24号桜坂細街路

2 施行者の名称 那覇市

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課

(2) 期間 平成28年 3 月14日～平成30年 3 月31日

那覇市公告第 649 号

平成 28 年 3 月 14 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・5・那15号牧志壺屋線

2 施行者の名称 那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課

(2) 期間 平成28年 3 月14日 ～ 平成29年 3 月 31日

那覇市公告第 657 号
平成 28 年 3 月 15 日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号) 2 条の 2 及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

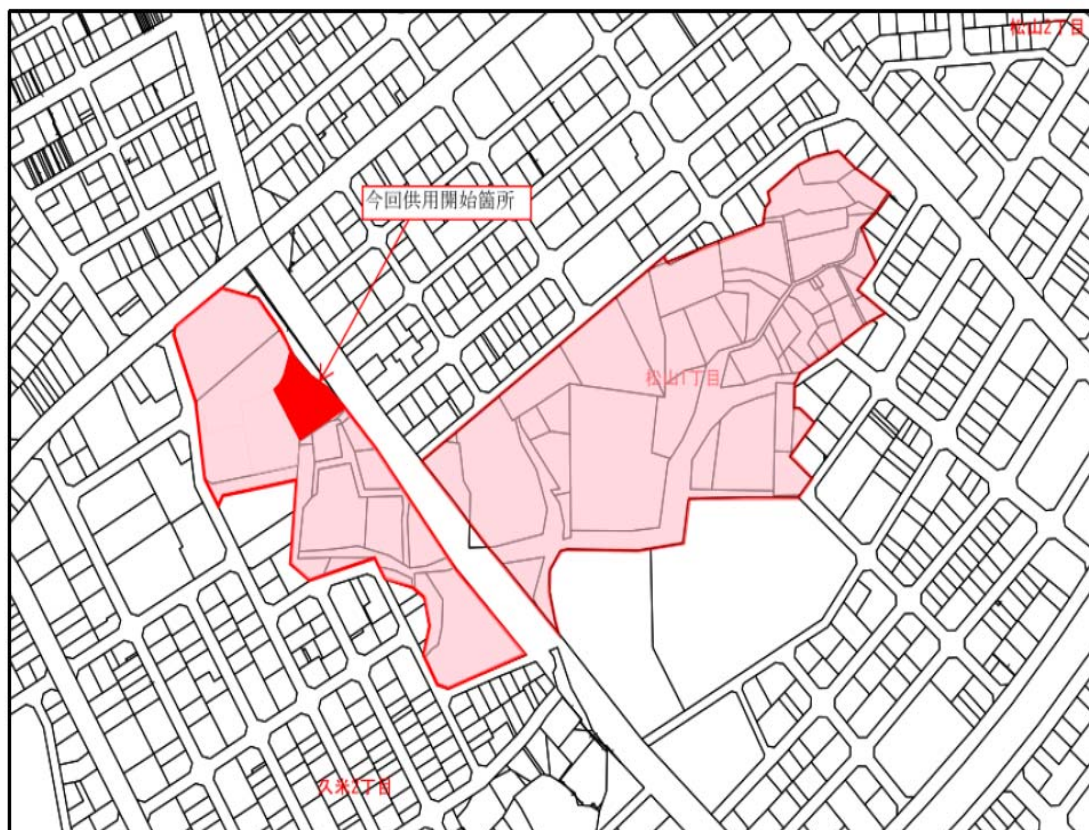
記

公園の名称	松山公園
公園の位置	那覇市久米地内
供用開始の期日	平成 28 年 4 月 1 日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位置図



詳細図



那覇市公告第 659 号

平成 28 年 3 月 17 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

件名	随意契約の公表について
業務名	平成 28 年度スプリング入りマットレス等解体業務委託
業務内容	那覇市に搬入されるスプリング入りマットレス等の解体等処理作業 （仕様書、敷地図は那覇市ホームページのクリーン推進課「お知らせ」からダウンロードできます。）
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	下記を提出すること。 (1) 見積書 (2) 定款(法人の場合) (3) 所在地見取図
提出期限	平成 28 年 3 月 22 日から平成 28 年 3 月 28 日まで
契約担当課	環境部 クリーン推進課 管理 G 担当:久場島 電話 882-6950
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

那覇市公告第 661 号
平成 28 年 3 月 18 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

.....

那覇市公告第 662 号
平成 28 年 3 月 18 日
掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

件名	随意契約の公表について
業務名	平成 28 年度クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
業務内容	那覇市クリーン推進課敷地内草木の除草清掃、多目的広場周辺及び汚水処理場周辺道路除草清掃（仕様書、敷地図は那覇市ホームページのクリーン推進課「お知らせ」からダウンロードできます。）
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	下記を提出すること。 (1) 見積書 (2) 定款(法人の場合) (3) 所在地見取図
提出期限	平成 28 年 3 月 18 日から平成 28 年 3 月 29 日まで
契約担当課	環境部 クリーン推進課 環境施設 G 担当:仲座 電話 882-6950
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

那覇市公告第 663 号

平成 28 年 3 月 18 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

件名	随意契約の公表について
業務名	平成 28 年度びんの選別作業業務委託
業務内容	エコマール那覇リサイクル棟に搬入されるびんの破袋作業、不適物除去作業、生きびんの選別、びんの色（無色、茶色、その他の色）の手選別作業を行う業務委託（仕様書は那覇市ホームページのクリーン推進課「お知らせ」からダウンロードできます。）
契約相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も額の低いものと契約する。 (1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 (2) 市内に事務所及び福祉工場を持つ団体であること。
申請方法	下記を提出すること。 (1) 見積書 (2) 定款(法人の場合) (3) 所在地見取図
提出期限	平成 28 年 3 月 18 日から平成 28 年 3 月 29 日まで
契約担当課	環境部 クリーン推進課 環境施設 G 担当:仲座 電話 882-6950
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第 1 号

平成 28 年 4 月 1 日

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 金 城 徹

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成3年議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務の補助執行） 第3条 議長は、<u>市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員を議会事務局職員に充て、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、議会事務局に属し、事務局長の指揮監督を受けるものとする。</u> （1） 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に<u>関すること。</u> （2） <u>条例第20条の規定による不服申立ての受付及び受理に</u>関すること。	（事務の補助執行） 第3条 議長は、<u>次の各号に掲げる議長の権限に属する事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員を、議会事務局職員に充て補助執行させるものとする。この場合において、当該市長事務部局の職員は、議会事務局長の指揮監督を受けるものとする。</u> （1） 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に<u>関すること 市民文化部市民生活安全課の個人情報保護担当職員</u> （2） <u>条例第20条第1項の規定による審査請求の受付及び受理に</u>関すること <u>総務部法制契約課の審査請求担当職員</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市議会訓令第 2 号

平成 28 年 4 月 1 日

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 金 城 徹

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年那覇市議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の補助執行) 第3条 議長は、<u>市長事務部局の総務部総務課情報公開担当職員を議会事務局職員に充て、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを補助執行させるものとする。</u>この場合において、<u>当該情報公開担当職員は、議会事務局長の指揮監督を受けるものとする。</u> (1) 条例第6条第1項の規定による<u>公開請求の受付及び受理に関すること。</u> (2) 条例第19条第1項の規定による<u>不服申立ての受付及び受理に関すること。</u>	(事務の補助執行) 第3条 議長は、<u>次の各号に掲げる議長の権限に属する事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員を、議会事務局職員に充て補助執行させるものとする。</u>この場合において、<u>当該市長事務部局の職員は、議会事務局長の指揮監督を受けるものとする。</u> (1) 条例第5条第1項の規定による<u>請求の受付及び受理に関すること 市民文化市民生活安全課の情報公開担当職員</u> (2) 条例第19条第1項の規定による<u>審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市議会訓令第 3 号

平成 28 年 4 月 1 日

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 金 城 徹

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市議会政務活動費の交付に関する規程(平成13年那覇市議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第11号様式 別記] [第13号様式 別記]	[第11号様式 別記] [第13号様式 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この訓令の施行の日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

第11号様式(第6条関係)

[略]

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
そ の 他 の 経 費		
[略]		

[略]

[略]

[改正後 別記]

第11号様式(第6条関係)

[略]

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
[略]		

[略]

[略]

[改正前 別記]

第13号様式(第6条関係)

[略]		
科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
そ の 他 の 経 費		
[略]		
[略]		

[略]

[改正後 別記]

第13号様式(第6条関係)

[略]		
科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
[略]		
[略]		

[略]

[略]

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 1 号

平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

公 表 済

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防局長 徳元 律夫

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令（平成23年消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（交替制勤務の職員の勤務時間等） 第4条 交替制勤務の職員（以下「交替制勤務者」という。）は、<u>第1部、第2部及び第3部の3部</u>（指令情報課においては、「部」を「係」と読み替えるものとする。）に分けるものとし、輪番交替にて担任事務を処理する。 2 前項の場合において、交替時間は午前<u>9時</u>とする。 3 勤務時間等については、次に掲げるとおりとする。 （1）勤務時間を割り振られた午前<u>9時</u>から翌日の午前<u>9時</u>までの間を当務とする。 （2）当務終了時から翌々日の午前<u>9時</u>までの間は勤務を要しないものとする。 （3）～（4） [略] （交替制勤務者の勤務時間の割振り及び休憩時間） 第6条 [略] 2 交替制勤務者の勤務時間は、<u>当務において15時間30分とする。この場合において、午前9時から午後5時45分まで及び午後5時45分から翌日午前9時までにそれぞれ7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。</u> 3 [略] 4 交替制勤務者の休憩時間は、<u>午前9時から午後5時45分までの間に1時間、午後5時45分から翌日午前9時までの間に7時間30分を割り振るものとする。</u> 5 前項に定める休憩時間に勤務を命ずる	（交替制勤務の職員の勤務時間等） 第4条 交替制勤務の職員（以下「交替制勤務者」という。）は、第1<u>警備</u>、第2<u>警備</u>及び第3<u>警備</u>の3<u>警備</u>（指令情報課においては、「<u>警備</u>」を「係」と読み替えるものとする。）に分けるものとし、輪番交替にて担任事務を処理する。 2 前項の場合において、交替時間は午前<u>8時30分</u>とする。 3 [略] （1）勤務時間を割り振られた午前<u>8時30分</u>から翌日の午前<u>8時30分</u>までの間を当務とする。 （2）当務終了時から翌々日の午前<u>8時30分</u>までの間は勤務を要しないものとする。 （3）～（4） [略] （交替制勤務者の勤務時間の割振り及び休憩時間） 第6条 [略] 2 交替制勤務者の<u>当務における勤務時間は、休憩時間を除き15時間30分とし、その割振りについては別図のとおりとする。</u> 3 [略] 4 交替制勤務者の休憩時間は、<u>正午から午後1時までの1時間、午後10時から翌日の午前5時30分までの間に7時間30分を割り振るものとする。</u> 5 前項に定める休憩時間に勤務を命ずる

場合又は命じた場合は、当務に割り振られた勤務時間内において別に休憩時間を与えるものとする。 6 [略] 7 <u>当務における個々の勤務時間及び休憩時間の割振りについては、所属長が定める。</u>	場合は、当務に割り振られた勤務時間内において別に休憩時間を与えるものとする。 6 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後の欄中の図(以下「改正図」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該図の表示がない場合は、当該改正後図を加える。	

[改正後 別記]

別図（第6条関係）

交代制勤務者の勤務時間割振表

8:30	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	8:30
全体勤務時間 (3時間30分)				休憩 時間	全体勤務時間 (9時間)										休憩時間 (7時間30分)					全体勤務時間 (3時間)					



付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市消防局訓令第2号

平成28年3月31日

公 表 済

那覇市消防署の組織に関する規程(昭和47年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

那覇市消防局長 徳元 律夫

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市消防署の組織に関する規程（昭和47年消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 〔略〕 2 署に出張所を置き、その名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。 <u>〔別表 別記〕</u> （署職員の職及び階級） 第3条 署に署長及び副署長を、係に係長を、出張所に出張所長を置く。 2 <u>前項に定めるもののほか、必要があるときは、署に主幹を、係及び主張所に主査、主任、主任主事又は主事を置くことができる。</u> 3 <u>消防吏員の職名及び階級は、次の表のとおりとし、同表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる階級にある者をもって充てる。</u> <u>〔別記1 参照〕</u>	第2条 〔略〕 2 署に出張所を置き、その名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。 <u>〔別表第1 別記〕</u> （署長） 第3条 署に<u>署長</u>を置く。 2 <u>署長は、署の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</u> （警備長） 第4条 <u>署に交替制勤務の警備長（以下「警備長」という。）を置く。</u> 2 <u>警備長は、署長を補佐するとともに、署の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> （主幹） 第5条 <u>署と出張所に、必要に応じて主幹を置くことができる。</u> 2 <u>主幹は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> （係長） 第6条 <u>係に係長を置く。</u> 2 <u>係長は、係に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>

(職務) 第4条 署長は、署の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。 2 副署長は、署長を補佐し、署長の命を受けて署の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 3 主幹、係長、主査及び出張所長は、各所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 (職務代理) 第5条 署長に事故があるとき、又は署長が欠けたときは<u>副署長</u>が署長の職務権限を代理して行う。 2 署長及び副署長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ消防局長が定めた者が署長の職務権限を代理して行う。 (分掌事務) 第6条 [略] (2) 削除 (3)～(19) [略] (職員の事務分担) 第7条 [略]	(出張所長) 第7条 出張所に出張所長を置く。 2 出張所長は、出張所に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 (係員) 第8条 署及び出張所に所要の事務を行う職員を置く。 2 前項の職員は、担当する事務を処理する。 (職名及び階級) 第9条 消防吏員の職名及び階級は、別表第2のとおりとし、同表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる階級にある者をもって充てる。 [別表第2 別記] (職務代理) 第10条 署長に事故があるとき、又は署長が欠けたときは<u>警備長</u>が署長の職務権限を代理して行う。 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、あらかじめ消防局長が定めた者が署長の職務権限を代理して行う。 (分掌事務) 第11条 [略] (2)～(18) [略] (職員の事務分担) 第12条 [略]
---	---

(その他) 第8条 [略] 付 則	(その他) 第13条 [略] 付 則
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。 5 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の表 （以下「改正後表」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正 表の全部を当該改正後表に改める。	

〔改正前 別記〕

別表（第2条関係）

名称	位置
西消防署松尾出張所	那覇市松尾2丁目1番29号
西消防署安謝出張所	那覇市港町1丁目13番12号
西消防署小禄出張所	那覇市金城2丁目17番地の2
中央消防署首里出張所	那覇市首里久場川町2丁目149番地の4
中央消防署国場出張所	那覇市字与儀378番地の7
中央消防署真和志出張所	那覇市寄宮2丁目32番1号

〔改正後 別記〕

別表第1（第2条関係）

名称	位置
中央消防署神原出張所	那覇市樋川2丁目8番9号
中央消防署首里出張所	那覇市首里久場川町2丁目149番地の4
中央消防署国場出張所	那覇市字与儀378番地の7
西消防署安謝出張所	那覇市港町1丁目13番12号
西消防署小禄出張所	那覇市金城2丁目17番地の2

〔改正前 別記〕

職名	階級
署長	消防司令長
副署長	消防司令長
主幹	消防司令
係長 主査 出張所長	消防司令補
主任	消防士長
主任主事	消防副士長

主事	消防士
----	-----

[改正後 別記]

別表第2（第9条関係）

職名	階級
署長	消防監
警備長	消防司令長
主幹	消防司令
係長 主査 出張所長	消防司令補
主任	消防士長
主任主事	消防副士長
主事	消防士

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市消防局訓令第 3 号
平成 28 年 3 月 31 日
公 表 済

那覇市消防職員の人事評価実施規程を次のように定める。

那覇市消防局長 徳元 律夫

那覇市消防職員の人事評価実施規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、那覇市消防職員（以下「職員」という。）の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）人事評価 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（昭和26年法律第34号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることができることとされる、消防局長が行う職員の職務についての勤務成績の評定として行うものをいう。
- （2）能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- （3）業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- （4）人事評価記録書 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の勤務成績を示すものとして、消防局長が別に定めるものをいう。
- （5）定期評価 能力評価及び業績評価について、人事評価記録書を用いて会計年度ごとに行う評価をいう。
- （6）条件附採用期間評価 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件附である職員が同項に規定する条件附採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。
- （7）評価項目 標準職務遂行能力（職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として消防局長が定めるものをいう。）の類型を示す項目として、消防局長が別に定める項目をいう。

（人事評価の種類等）

第3条 人事評価の種類は、定期評価及び条件附採用期間評価とする。

2 この訓令に定めるもののほか、条件附採用期間評価の基準及び方法に関する事項その

他必要な事項は、消防局長が別に定める。

（定期評価の評価期間及び評価基準日）

第4条 定期評価に係る評価期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、評価基準日は当該評価期間中の1月1日とする。

（定期評価の方法）

第5条 定期評価は、能力評価及び業績評価によるものとする。

2 能力評価は、評価期間において現実に職員が職務遂行の中でとった行動を、評価項目ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動として消防局長が別に定める行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価することにより行うものとする。

3 業績評価は、評価期間において職員が果たすべき役割について、第10条に規定する目標の設定その他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度を評価することにより行うものとする。

（被評価者の範囲）

第6条 定期評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、臨時又は非常勤の職員以外の職員とする。

2 他の地方公共団体等への派遣、研修その他の事情により、定期評価の実施が困難であると消防局長が認める職員の定期評価については、消防局長が別に定める。

（評価者）

第7条 定期評価の評価者は、一次評価者及び二次評価者とし、被評価者の職位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、消防局長が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。

被評価者	一次評価者	二次評価者
消防士・消防副士長・消防士長	消防司令 ※消防司令補	消防司令長
消防司令補	消防司令	消防司令長
消防司令	消防司令長	消防監
消防司令長	消防監	消防正監
消防監	消防正監	

※印の消防司令補については、出張所の所長、各救急隊長、又は署の各係長に充てられている職員。

（評価者研修の実施）

第8条 消防局総務課長は、評価者に対して、評価能力の向上のために必要な研修を適宜実施するものとする。

2 評価者は、前項の研修を受講するものとする。

（定期評価における評語及び点数の付与等）

第9条 能力評価にあたっては、評価項目ごとに、評価の結果を表示する記号（以下「個別評語」という。）を付すものとする。

2 業績評価に当たっては、第5条第3項の職員が果たすべき役割（次条に規定する目標の設定その他の方法により示されたものに限る。）ごとに、評価の結果に応じた点数を付すものとする。

3 被評価者及び評価者は、個別評語及び点数を付した理由その他参考となるべき事項を人事評価記録書に記録するものとする。

（果たすべき役割の確定等）

第10条 一次評価者は、消防局長が別に定めるところにより、評価期間の開始後、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割の確定等を行うものとする。

（被評価者による自己申告）

第11条 一次評価者は、定期評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該定期評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、申告させるものとする。

（定期評価の実施、結果の開示等）

第12条 一次評価者は、定期評価を行う前に被評価者と面談を行い、前条の申告の内容等を確認した上で、個別評語及び点数を付すことにより評価を行うものとする。

2 二次評価者は、一次評価者による定期評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、二次評価者としての個別評語及び点数を付すことにより調整を行うものとする。この場合において、二次評価者は、当該個別評語及び点数を付す前に、必要に応じて、一次評価者に再評価を行わせることができる。

3 消防局長は、前項の調整が行われた後に、被評価者の定期評価の結果を当該被評価者の開示するものとする。

- 4 一次評価者は、前項の規定による開示が行われた後に、必要に応じて被評価者と面談を行い、定期評価の結果及びその根拠となる事実に基づき、指導及び助言を行うよう努めるものとする。

（職員の異動又は併任への対応）

- 第13条 定期評価の評価期間における、職員の異動又は併任の場合については、評価の引継ぎその他適切な措置を講ずることにより対応するものとする。

（人事評価記録書の保管）

- 第14条 人事評価記録書は、評価期間の終了する日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して10年間、消防局総務課において保管するものとする。

- 2 前項の保管を行う場合は、容易に人が目にすることができないよう施錠等を行い管理するものとする。

（人事評価の活用）

- 第15条 評価者は、人事評価を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものとする。

（苦情への対応）

- 第16条 第12条第3項の規定により開示された定期評価の結果に関する被評価者の苦情その他定期評価に関する職員の苦情への対応については、苦情相談及び苦情処理により行うものとする。

- 2 消防局長は、被評価者が苦情の申出をしたことを理由として、当該被評価者に対する不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情の申出のあった事実及び当該申出の内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知りえた秘密を保持しなければならない。

（苦情相談）

- 第17条 苦情相談は、定期評価に関する苦情を幅広く受け付けるものとする。

- 2 苦情相談は、被評価者の申出に基づき、当該被評価者の二次評価者が対応する。

- 3 定期評価の結果に関する苦情相談は、当該定期評価の結果が開示された日から起算して1週間以内に限り、申し出ることができるものとする。

- 4 前項の規定による申出を受けた二次評価者は、当該申出を受けた日から起算して1週間以内に、対応状況等を記録した上で、被評価者に当該申出に係る結果を提示しなければならない。

（苦情処理）

第18条 苦情処理は、定期評価の結果に関する苦情及び苦情相談で解決されなかった苦情(定期評価の結果に関する苦情を除く。)のみを受け付けるものとする。

2 苦情処理は、被評価者の書面による申出に基づき、消防局総務課長が行う。

3 定期評価の結果に関する苦情処理については、当該定期評価の結果につき1回に限り、受け付けるものとする。

4 定期評価の結果に関する苦情処理は、当該定期評価の結果が開示された日(前条第4項の規定による結果の提示を受けた場合は、当該提示を受けた日)から起算して1週間以内に限り、申し出ることができるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する期限内に同項の規定による結果の提示がなされない場合の苦情処理の申出については、定期評価の結果が開示された日から起算して3週間以内に限り、行うことができるものとする。

（人事評価推進協議会の設置）

第19条 人事評価制度の円滑な運用、公務能率の向上等のために必要な協議、連絡調整等を行うため、管理職から構成する人事評価推進協議会を設置する。

（補則）

第20条 この訓令に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 3 号

平 成 2 8 年 3 月 9 日

公 布 済

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 神 村 洋 子

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成19年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（委任） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(15) 〔略〕 (16) 請願、陳情、訴訟及び<u>不服申立て</u>に関すること。 (17)～(19) 〔略〕 2 〔略〕 （専決） 第5条 〔略〕 2 教育長は、前項の規定により専決した事項のうち次に掲げるものについては、これを次の会議に報告しなければならない。 (1) 前項第3号に規定するもののうち、採用及び免職に係る<u>もの。</u> (2) 前項第4号に規定するもののうち、任免（臨時職員及び非常勤職員の任免に係るものを除く。）に係る<u>もの。</u> (3) 〔略〕	（委任） 第2条 〔略〕 (1)～(15) 〔略〕 (16) 請願、陳情、訴訟及び<u>審査請求</u>に関すること。 (17)～(19) 〔略〕 2 〔略〕 （専決） 第5条 〔略〕 2 〔略〕 (1) 前項第3号に規定するもののうち、採用及び免職に係る<u>もの</u> (2) 前項第4号に規定するもののうち、任免（臨時職員及び非常勤職員の任免に係るものを除く。）に係る<u>もの</u> (3) 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 4 号

平 成 2 8 年 3 月 2 5 日

公 布 済

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 神 村 洋 子

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成5年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（勤務時間等） 第2条 次に掲げる職員の範囲、週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表のとおりとする。 （1）～（3） [略] [別表 別記]	（勤務時間等） 第2条 次に掲げる職員の範囲、週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表のとおりとする。 （1）～（3） [略] [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
市民スポーツ課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 12時45分から21時30分まで (1)又は(2)のうちから所属長が定める。	勤務時間の割振りが(1)の場合において、11時から14時まで、(2)の場合において、16時から19時までの間で所属長が定める1時間は、休憩時間とする。
生涯学習課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		勤務時間の割振りが(1)の場合において、12時から13時までの1時間は、(2)又は(3)の場合において、14時から18時まで

			での間で所属長が定める1時間は、休憩時間とする。
教育相談課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		勤務時間の割振りが(1)の場合において、12時から13時までの1時間は、(2)又は(3)の場合において、14時から18時までの間で所属長が定める1時間は、休憩時間とする。
図書館に勤務する職員	[略]	1週38時間45分とし、 <u>所属長の定める割振り勤務とする。</u>	[略]
[略]			

〔改正後 別記〕

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り	休憩時間
生涯学習課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		勤務時間の割り振りが、(1)の場合にあっては12時から13時まで、(2)又は(3)の場合にあっては14時から18時までの間で所属長の定める1時間
市民スポーツ課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 12時45分から21時30分まで (1)又は(2)のうちから所属長が定める。	勤務時間の割り振りが、(1)の場合にあっては11時から14時までの間、(2)の場合にあっては16時から19時までの間でそれぞれ所属長の定める1時間
教育相談課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		勤務時間の割り振りが、(1)の場合にあっては12時から13時まで、(2)又は(3)の場合にあっては14時から18時までの間で所属長の定める1時間
学務課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで	11時から14時までの間で所属長の定める1時間
図書館に勤務する職員	[略]	1週38時間45分とし、 <u>その割り振りは、所属長が定める。</u>	[略]
[略]			

那覇市教育委員会規則第 5 号
平 成 2 8 年 4 月 1 日

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 神 村 洋 子

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成25年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（補助執行事務） 第4条 教育委員会は、別表第2の左欄に掲げる事務（以下「補助執行事務」という。）を、同表右欄に掲げる職員（以下「補助執行職員」という。）に補助執行させるものとする。ただし、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成19年那覇市教育委員会規則第3号。以下「教育長委任規則」という。）<u>第2条各号</u>に規定するもの及び重要又は異例に属するものについては、教育委員会の会議に付さなければならない。 2 〔略〕 〔別表第1 別記〕	（補助執行事務） 第4条 教育委員会は、別表第2の左欄に掲げる事務（以下「補助執行事務」という。）を、同表右欄に掲げる職員（以下「補助執行職員」という。）に補助執行させるものとする。ただし、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成19年那覇市教育委員会規則第3号。以下「教育長委任規則」という。）<u>第2条第1項各号</u>に規定するもの及び重要又は異例に属するものについては、教育委員会の会議に付さなければならない。 2 〔略〕 〔別表第1 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1(第2条関係)

委任する事務	委任する職員
1 〔略〕 2 <u>那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）の施行に関する事務のうち、公文書の公開請求及び公開請求に関する処分に対する不服申立ての受付及び受理に関する事務</u> 3 <u>那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の施行に関する事務のうち、保有個人情報の開示、訂正及び利用の停止等の請求並びに請求に関する処分に対する不服申立ての受付及び受理に関する事務</u>	〔略〕

4～5 [略]	[略]
---------	-----

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

委任する事務	委任する職員
1 [略]	[略]
2 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第19条第1項 の審査請求の受付及び受理に関する事務	
3 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)第20条第 1項の審査請求の受付及び受理に関する事務	
4～5 [略]	[略]
6 那覇市情報公開条例第5条第1項の規定による請求の受付及び 受理に関する事務	
7 那覇市個人情報保護条例第12条、第13条、第15条及び第15条の 2の規定による請求の受付及び受理に関する事務	

那覇市教育委員会規則第 6 号

平 成 2 8 年 4 月 1 日

那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 神村洋子

那覇市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

那覇市就学指導委員会規則（昭和52年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市就学指導委員会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、<u>那覇市就学指導委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>(担任意務)</u> 第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>那覇市立幼稚園、小学校及び中学校において特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の就学指導を行うため判定及び教育措置について、次の各号に掲げる事項について調査審議する。</u> (1) <u>就学指導のための判定</u> (2) <u>教育相談の実施</u> (3) <u>特別支援教育の推進</u> (4) <u>関係機関との提携</u> (5) <u>その他必要な事項</u> (組織) 第3条 [略] 2 委員は、<u>次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。</u> (1) <u>那覇市立幼稚園長、小学校長及び中学校長</u> (2) <u>特別支援学級教諭</u> (3) [略] (4) <u>教育相談課職員</u> (5) <u>特別支援学校教諭</u>	<u>那覇市就学支援委員会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、<u>那覇市就学支援委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>(担任意務)</u> 第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の就学に係る支援等を行うため、次に掲げる事項について調査審議する。</u> (1) <u>児童生徒の就学先の判断に関すること。</u> (2) <u>児童生徒の障がいの種類、程度等の把握に関すること。</u> (3) <u>児童生徒に係る教育相談に関すること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</u> (組織) 第3条 [略] 2 委員は、<u>次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</u> (1) <u>那覇市立の小学校及び中学校の校長</u> (2) <u>那覇市立の小学校及び中学校の特別支援学級教諭</u> (3) [略]

(6) 〔略〕 (任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 〔略〕 (会長及び副会長) 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。 (部会の設置) 第8条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 副部会長は、部会長に事故があるときはその職務を代理し、部会長が欠けたときは、その職務を行う。 6～7 〔略〕	(4) 〔略〕 (任期) 第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 〔略〕 (会長及び副会長) 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (部会の設置) 第8条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。 6～7 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 1 号
平 成 2 8 年 3 月 9 日
公 表 済

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 渡 慶 次 克 彦

那覇市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会文書取扱規程（平成21年那覇市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保存年限及び分類） 第36条 文書の保存年限は、原則として永年、10年、5年及び1年の4区分とし、その分類基準は、おおむね次のとおりとする。 （1） 永年保存 ア～ウ 〔略〕 エ 訴願、訴訟及び<u>異議の申立て</u>に関する重要文書 オ～ケ 〔略〕 （2）～（4） 〔略〕	（保存年限及び分類） 第36条 〔略〕 （1） 〔略〕 ア～ウ 〔略〕 エ 訴願、訴訟及び<u>審査請求</u>に関する重要文書 オ～ケ 〔略〕 （2）～（4） 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

選挙管理委員会規程

那覇市選挙管理委員会規程第 2 号

平 成 2 8 年 4 月 1 日

那覇市個人情報条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会委員長 唐 眞 弘 安

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成3年那覇市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務の委任） 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の<u>規定に基づき</u>、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 （1）〔略〕 （2）<u>条例第20条の審査請求の受付及び受理に関すること</u> 総務部法制契約課の審査請求担当職員	（事務の委任） 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の<u>規定により</u>、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 （1）〔略〕 （2）<u>条例第20条第1項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること</u> 総務部法制契約課の審査請求担当職員
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 2 号

平 成 2 8 年 4 月 1 日

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会委員長 唐 眞 弘 安

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年那覇市選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の委任) 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の<u>規定に基づき</u>、次に各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 (1) 条例第6条第1項の<u>公開請求</u>の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員 (2) 条例第19条第1項の<u>審査請求</u>の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員	(事務の委任) 第3条 那覇市選挙管理委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の<u>規定により</u>、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 (1) 条例第5条第1項の<u>規定による請求</u>の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員 (2) 条例第19条第1項の<u>規定による審査請求</u>の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

監査委員訓令

那覇市監査委員訓令第 5 号

平 成 2 8 年 3 月 9 日

公 表 済

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 新城 和範

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、那覇市監査委員の管理する公文書の公開等について、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、那覇市監査委員の管理する公文書の公開等について、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条 [略]	第2条 [略]
(事務の委任) 第3条 那覇市監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の<u>規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課情報公開担当職員に委任する。</u> (1) 条例第6条の規定による<u>公開請求</u>の受付及び受理に<u>関すること。</u> (2) 条例第19条第1項の規定による<u>不服申立て</u>の受付及び受理に<u>関すること。</u>	(事務の委任) 第3条 那覇市監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の<u>規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。</u> (1) 条例第5条第1項の規定による<u>請求</u>の受付及び受理に<u>関すること</u> <u>市民文化市民生活安全課の情報公開担当職員</u> (2) 条例第19条第1項の規定による<u>審査請求</u>の受付及び受理に<u>関すること</u> <u>総務部法制契約課の審査請求担当職員</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市監査委員訓令第 6 号

平 成 2 8 年 3 月 9 日

公 表 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 新城 和範

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成3年監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この<u>規程</u>は、那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この<u>訓令</u>は、那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条 [略]	第2条 [略]
（事務の補助執行） 第3条 那覇市監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、<u>代表監査委員の指揮監督を受けるものとする。</u> （1）<u>条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること。</u> （2）<u>条例第20条の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。</u>	（事務の委任） 第3条 那覇市監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 （1）<u>条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の個人情報保護担当職員</u> （2）<u>条例第20条第1項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

農業委員会告示

那覇市農業委員会告示第 2 号

平 成 2 8 年 3 月 1 4 日

掲 示 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市農業委員会会長 嘉数 誠

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成25年那覇市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（事務の補助執行）</u> 第3条 那覇市農業委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、委員長の指揮監督を受けるものとする。 <u>（1） 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること。</u> <u>（2） 条例第20条の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。</u>	<u>（事務の委任）</u> 第3条 那覇市農業委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 <u>（1） 条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の個人情報保護担当職員</u> <u>（2） 条例第20条第1項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市農業委員会告示第 3 号

平 成 2 8 年 3 月 1 4 日

掲 示 済

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市農業委員会会長 嘉数 誠

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年那覇市農業委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の委任) 第3条 那覇市農業委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の<u>規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課情報公開担当職員に委任する。</u> (1) 条例第6条第1項の規定による<u>公開請求</u>の受付及び受理に<u>関すること。</u> (2) 条例第19条第1項の規定による<u>不服申立て</u>の受付及び受理に<u>関すること。</u>	(<u>事務の委任</u>) 第3条 那覇市農業委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の<u>規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。</u> (1) 条例第5条第1項の規定による<u>請求</u>の受付及び受理に<u>関すること</u> <u>市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員</u> (2) 条例第19条第1項の規定による<u>審査請求</u>の受付及び受理に<u>関すること</u> <u>総務部法制契約課の審査請求担当職員</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市固定資産評価審査委員会訓令第 2 号

平 成 2 8 年 3 月 1 5 日
公 表 済

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市固定資産評価審査委員会
委員長 宮 里 猛

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年那覇市固定資産評価審査委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この訓令は、那覇市固定資産評価審査委員会の管理する公文書の公開等について、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (事務の委任) 第3条 <u>那覇市固定資産評価審査委員会</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の<u>規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課情報公開担当職員に委任する。</u> (1) <u>条例第6条第1項の規定による公開請求の受付及び受理に<u>関すること。</u></u> (2) <u>条例第19条第1項の規定による不服申立ての受付及び受理に<u>関すること。</u></u>	(趣旨) 第1条 この訓令は、那覇市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の管理する公文書の公開等について、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (事務の委任) 第3条 <u>委員会</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の<u>規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。</u> (1) <u>条例第5条第1項の公開請求の受付及び受理に<u>関すること</u> 市民文化部市民生活安全課の情報公開担当職員</u> (2) <u>条例第19条第1項の審査請求の受付及び受理に<u>関すること</u> 総務部法制契約課の審査請求担当職員</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

那覇市固定資産評価審査委員会訓令第 3 号

平 成 2 8 年 3 月 1 5 日
公 表 済

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市固定資産評価審査委員会
委員長 宮 里 猛

那覇市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市個人情報保護条例施行規程（平成4年那覇市固定資産評価審査委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務の補助執行） 第3条 那覇市固定資産評価審査委員会は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員に補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、委員会に属し、委員長の指揮監督を受けるものとする。</u> （1）<u>条例第12条第1項の規定による開示請求、条例第13条の規定による訂正請求、条例第14条の規定による削除請求及び条例第15条の規定による中止請求の受付及び受理に関すること。</u> （2）<u>条例第20条の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。</u>	（事務の委任） 第3条 那覇市固定資産評価審査委員会は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。</u> （1）<u>条例第12条、第13条、第15条及び第15条の2の規定による請求の受付及び受理に関すること 市民文化部市民生活安全課の個人情報保護担当職員</u> （2）<u>条例第20条第1項の規定による審査請求の受付及び受理に関すること 総務部法制契約課の審査請求担当職員</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

